

令和 3 年

三重県議会定例会会議録

(11 月 26 日)
(第 33 号)

第
33
号
11
月
26
日

令和 3 年

三重県議会定例会会議録

第 33 号

○令和 3 年 11 月 26 日（金曜日）

議事日程（第 33 号）

令和 3 年 11 月 26 日（金） 午前 10 時開議

- 第 1 県政に対する質問
〔代表質問〕
- 第 2 議案第 163 号から議案第 172 号まで
〔提案説明〕
- 第 3 議案第 127 号から議案第 172 号まで
〔質疑、委員会付託〕
- 第 4 議案第 163 号から議案第 172 号まで
〔委員長報告、討論、採決〕

会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 県政に対する質問
- 日程第 2 議案第 163 号から議案第 172 号まで
- 日程第 3 議案第 127 号から議案第 172 号まで
- 日程第 4 議案第 163 号から議案第 172 号まで
- 日程追加 議提議案第 6 号

会 議 に 出 欠 席 の 議 員 氏 名

出席議員 51 名

1 番 川 口 円

2	番	喜田	健児
3	番	中瀬	信之
4	番	平畑	武
5	番	石垣	智矢
6	番	小林	貴虎
7	番	山本	佐知子
8	番	山崎	博
9	番	中瀬古	初美
10	番	廣	耕太郎
11	番	下野	幸助
12	番	田中	智也
13	番	藤根	正典
14	番	小島	智子
15	番	野村	保夫
16	番	木津	直樹
17	番	田中	祐治
18	番	野口	正
19	番	倉本	崇弘
20	番	山内	道明
21	番	山本	里香
22	番	稲森	稔尚
23	番	濱井	初男
24	番	森野	真治
25	番	津村	衛
26	番	杉本	熊野
27	番	藤田	宜三
28	番	稲垣	昭義
29	番	石田	成生

30	番	村 林	聡
31	番	小 林	正 人
32	番	服 部	富 男
33	番	谷 川	孝 栄
34	番	東	豊
35	番	長 田	隆 尚
36	番	奥 野	英 介
37	番	今 井	智 広
38	番	北 川	裕 之
39	番	日 沖	正 信
40	番	舟 橋	裕 幸
41	番	三 谷	哲 央
42	番	中 村	進 一
43	番	津 田	健 児
44	番	中 嶋	年 規
45	番	青 木	謙 順
46	番	中 森	博 文
47	番	前 野	和 美
48	番	山 本	教 和
49	番	西 場	信 行
50	番	中 川	正 美
51	番	館	直 人

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	坂 三 雅 人
書 記 (事務局次長)	畑 中 一 宝
書 記 (議事課長)	前 川 幸 則
書 記 (企画法務課長)	小 野 明 子

書 記 (議事課課長補佐兼班長)	佐 竹 宴
書 記 (議事課主査)	辻 昌 平
書 記 (議事課主査)	中 西 孝 朗

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	一 見 勝 之
副 知 事	廣 田 恵 子
副 知 事	服 部 浩
危機管理統括監	日 沖 正 人
防災対策部長	野 呂 幸 利
戦略企画部長	安 井 晃
総 務 部 長	高 間 伸 夫
医療保健部長	加 太 竜 一
子ども・福祉部長	中 山 恵里子
環境生活部長	岡 村 順 子
地域連携部長	山 口 武 美
農林水産部長	更 屋 英 洋
雇用経済部長	島 上 聖 司
県土整備部長	水 野 宏 治
最高デジタル責任者	田 中 淳 一
デジタル社会推進局長	三 宅 恒 之
医療保健部理事	中 尾 洋 一
環境生活部廃棄物対策局長	増 田 行 信
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	辻 日 出 夫
地域連携部南部地域活性化局長	横 田 浩 一
雇用経済部観光局長	小見山 幸 弘
県土整備部理事	真 弓 明 光
企 業 庁 長	喜 多 正 幸

病院事業庁長	長 崎 敬 之
会計管理者兼出納局長	森 靖 洋
教 育 長	木 平 芳 定
公安委員会委員 警察本部長	村 田 典 子 佐 野 朋 毅
代表監査委員 監査委員事務局長	伊 藤 隆 紀 平 益 美
人事委員会委員 人事委員会事務局長	北 岡 寛 之 山 川 晴 久
選挙管理委員会委員	富 永 健
労働委員会事務局長	中 西 秀 行

午前10時0分開議

開 議

○議長（青木謙順） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（青木謙順） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

議案第163号から議案第172号までは、さきに配付いたしました。

次に、さきに提出されました議案第150号について、地方公務員法第5条

の規定により人事委員会の意見を求めましたところ、お手元に配付の文書のとおり意見が提出されましたので、御覧おきます。

次に、11月22日までに受理いたしました請願1件は、お手元に配付の文書表のとおり、環境生活農林水産常任委員会に付託いたしますので、御了承願います。

なお、陳情の受付状況は、お手元に配付の一覧表のとおりであります。

以上で報告を終わります。

提出議案件名

- 議案第163号 令和3年度三重県一般会計補正予算（第14号）
議案第164号 令和3年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第2号）
議案第165号 令和3年度三重県水道事業会計補正予算（第2号）
議案第166号 令和3年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第2号）
議案第167号 令和3年度三重県電気事業会計補正予算（第2号）
議案第168号 令和3年度三重県病院事業会計補正予算（第2号）
議案第169号 令和3年度三重県流域下水道事業会計補正予算（第2号）
議案第170号 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案
議案第171号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
議案第172号 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

人委第 132 号

令和3年11月24日

三重県議会議長 様

三重県人事委員会委員長

地方公務員法第5条第2項の規定に基づく人事委員会の意見について

令和3年11月22日付け三議第223号で求められました下記の議案に対する本委員会の意見は別紙のとおりです。

記

議案第150号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

別紙

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案に対する人事委員会の意見

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案は、教育職員に対し、1箇月を超え1年以内の期間を平均して1週間当たりの勤務時間が38時間45分となることなどを条件として、業務の繁閑に応じ週休日及び勤務時間を割り振ることができる旨の規定を加えるものであり、適当と認めます。

請願文書表

(新規分)

環境生活農林水産常任委員会関係

受理番号	件名及び要旨	提出者・紹介議員	提出された定例会・会議
請40	(件名) 私学助成について (要旨) (国庫補助の充実)	津市上浜町一丁目293番地の4 三重県私立高等学校・ 中学校・小学校 保護者会連合会	3年・11月

<p>1 公私間の教育費の保護者負担格差を解消するため、私学助成に係る国庫補助制度を堅持するとともに助成額を大幅に増額し、私立小・中・高等学校の経常的経費2分の1助成を早期に実現していただきたい。</p> <p>(県費補助の充実)</p> <p>2 上記の国の補助に加えて、私立小・中学校への県費の上乗せを実現していただきたい。また私立高等学校生徒への就学支援金の県費による支援の拡充を実現していただきたい。</p> <p>(理 由)</p> <p>私学助成については、平素から格別の御尽力を賜り、深く感謝申し上げます。</p> <p>私どもは、私学各校それぞれの建学の精神に基づく特色ある教育に魅かれ、私学に子どもたちを学ばせている。</p> <p>しかしながら、公私間の教育費負担の格差は極めて大きく、とりわけ入学時納付金の格差が大きく、高額であり、私学に学ばせることを望む保護者にとって高い障壁になっている深刻な問題である。</p> <p>また、新型コロナウイルスの感染が収束をみない状況において、社会への経済的影響は深刻化している。各世帯においては感染対策の長期化や家計急変など予断を許さず、学校においても、児童・生徒が安全に学ぶことができる教育環境づくりに苦心している。</p> <p>将来を担う子どもたちが、多様な教育方針の中から安心して自由に学校を選択することができるような教育環境を、今後ますます整えていただきたいと切に願っている。</p> <p>私立高等学校生徒への就学支援金は、令和2年度から、国の助成により、年収約590万円未満の世帯の授業料は無償となった。しかし、県立高校においては、年収約910万円までは無償であるのに対し、私立では依然として学費を負担しているのが実情である。</p> <p>これらのことをご理解いただき、私ども保護者が子どもを安心して私学に学ばせることができるよう特段の御理解と御高配をお願い申し上げます。</p>	<p>会長 高瀬 一英 ほか20名</p> <p>(紹介議員)</p> <p>川 口 円 石 垣 智 矢 山 崎 博 中瀬古 初 美 小 島 智 子 野 村 保 夫 倉 本 崇 弘 山 内 道 明 山 本 里 香 稲 森 稔 尚 藤 田 宜 三</p>
---	--

	<p>以上、請願の趣旨について、貴議会において採択いただき、私学助成の充実を求める意見書を国会及び政府に対し提出していただきたく、また、小・中学校への県費の上乗せ、及び私立高等学校生徒への就学支援金の県費による支援の拡充を実現していただきたく、ここに請願する。</p>		
--	--	--	--

代 表 質 問

○議長（青木謙順） 日程第1、各会派の代表による県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。38番 北川裕之議員。

〔38番 北川裕之議員登壇・拍手〕

○38番（北川裕之） 皆さん、おはようございます。

名張市選挙区選出、新政みえ所属、北川裕之でございます。議長のお許しをいただきましたので、会派新政みえを代表し、質問させていただきます。

一見知事、初めまして。北川でございます。顔を突き合わせるのはもちろん初めてではありませんが、質問という場で相對するのは今回が初めてとなります。

知事選に際しては、私も応援させていただいた1人ではありますが、その際、関係者から、北川さん、知事選挙、しっかり骨を折ってやと言われましたが、まさか本当に自分の骨を折ってしまうとは思いませんでした。

ようやく傷も癒えまして、ペンも持てるようにおかげさまでなりました。手術の傷痕は今も手首にくっきりと残ってしまっていて、さきの知事選挙と一見知事は私の体に一生刻み込まれたものになりました。ちょっと大きくなりましたけれども、知事の責任ではございません。

9月に就任以来、新型コロナウイルス感染症対策、三重とこわか国体・三重とこわか大会の延期問題、来年度予算編成、そして新たな総合計画の作成と、休む間もなく激務が続いているかと思いますが、体に十分気をつけていただきながら、県民の命と暮らしを守るために共に頑張ってまいります。

それでは、質問に入らせていただきます。

項目が多いので、北川さん、終わらんと多くの人に言われました。初めから全開で行きたいと思いますので、答弁は簡潔にお願いしたいと思います。

今日は、さきに発表になりました令和4年度の三重県行政展開方針を中心に、議論を進めていきたいと思います。

まず最初に、知事にお尋ねをします。

知事は、この方針の中で、「強じて多様な魅力あふれる『美し国』」を目指していきますと記されています。知事が県民と共に目指そうとする強靱で多様な魅力あふれる美し国とは一体どのようなものなのか、どのような社会像を県民と築いていこうと考えておられるのか、まだ十分に明らかにはされておられません。

これは、新たな総合計画の案を待たなくてはならないと思いますが、それに先んじて、三重県行政展開方針が、令和4年度の重点事項ということで出されています。

中身はまさに重要な課題ばかりですが、見方によっては、網羅的に課題と対処案が並べられている感があり、一見知事らしさが出ていないようにも感じます。

強靱で多様な魅力あふれる美し国を県民と共に目指す知事の思いを、改めてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 三重県に生まれまして、三重県に育ちました私ですが、三重県を離れて初めて分かる三重県のよさというのもあります。また、三重県を旅しましたほかの県の人から聞く三重のよさというのもあります。

三重県は気候が穏やかで、海や山といった自然が豊かであります。また、食材にも恵まれた地域でありまして、日本に一つしかない伊勢神宮、あるいは鈴鹿サーキットというような魅力的な観光資源も豊富にあります。中京圏と近畿圏の結節点でありますので、交通の要衝でありまして、産業立地の面でも優位性がある地域であります。

こうした強みやよさについて、県として今後の取組の中で最大限活用して

いくんですけれども、県民の皆さんにもそこを認識していただいて、国内外の方々に積極的にアピールをしていく、これが非常に重要やと思っております。

そうした魅力に富んだ地域ではある反面、南海トラフ地震によって大きな被害を受ける可能性もありまして、そういった弱みもある地域であります。

こういったリスクにつきましては、危機管理体制、これは県庁の組織もそうですし、市町の組織もそうですが、この体制を見直ししまして、県民の皆さんや市町の方々と連携しまして、万全の備えをしていく必要もあります。

三重県の、先ほど申し上げました魅力や特性を生かして、観光産業、農林水産業を一層振興して、人口減少対策に取り組んでいくということを申し上げているところでございます。

こうした取組を進めることによりまして、将来世代も含めて県民の皆さんが元気に、かつ安全に暮らすことができる持続可能な地域の実現を目指していきたいと考えているところでございます。

先ほど行政展開方針について、やや総花ではないかという話も頂戴しました。多くの課題を盛り込んでおりますので、そのように見えるところがあるかもしれません。私の不徳の致すところかもしれませんが、ただ、力を入れていくものの順番に書いておるつもりでございます。今、申し上げたような点を、まず優先的に対応していきたいと考えているところでございます。

私の考えの一端を述べさせていただきましたけれども、今後、強じんな美しい国ビジョンみえ、あるいはみえ元気プラン、こういったものの策定を進める中で、県議会の皆さんや県民の皆さんと積極的に対話を重ねながら検討を深めていきたいと考えているところでございます。

いずれにしましても、北川議員のけがが治りましたこと、何よりと存じておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

〔38番 北川裕之議員登壇〕

○38番（北川裕之） 知事、御答弁、ありがとうございます。

本当に実直と申しますか、知事の地に足を着いた生真面目な姿勢といいますか、そういう県民を何としてでも守っていくんだという強い思いを感じさ

せていただいたところでございます。次のビジョン、総合計画を楽しみに待ちたいと思います。

1に、御意見だけ申し上げておきたいと思います。

ちょっと重箱の隅的なことになるかも知れませんが、一つは、全員協議会で稲森議員も指摘されていましたが、人口減少への対応の中で、地域間競争に打ち勝つという観点という文言があります。

やはり、彼も言っていましたけれども、本来、是正されるべき東京一極集中や過度な中央集権が問題であって、人口は、もちろん移住という面では三重県にたくさん呼び込むということは大事ですけれども、東京中心に集中した人口を分散させていくという視点での取組が必要じゃないかと思っておりますので、少し考えていただきたいなと思っております。

もう1点は、選挙時に、（実物を示す）このなかなか男前のリーフレット、私も読ませていただいて、おおよそこの中のことは、今回の行政展開方針の中に反映されているように見受けるんですけども、一つ気になったフレーズがありまして、聴く政治、「聴政」という言葉が出てまいりました。

徹底的に県民の声に耳を傾けるシステムを構築し、聴いて聴いて、さらに聴いて、汗をかく行政を実現しますと。広聴広報になると思うんですけども、並々ならぬ思いを感じたところですが、特に今回の方針の中にはございませんでした。

これも、今後、展開方針のさらなる加筆なり、また総合計画の中でお示しをいただくだらうと思っておりますけれども、やはり県民との関係性をいかにつくっていくかということで重要な点ではあると思っておりますので、せっかく「聴いて聴いて、さらに聴いて」と書いていただいておりますので、ぜひ積極的な取組を期待させていただきたいと思っております。

それでは、次に、新型コロナウイルス感染症の第6波に備えてということでもあります。

この行政展開の中にも、新型コロナウイルス感染症対策のさらなる推進ということで、特出しをしていただいております。

現在、ありがたいことに、全国的に感染状況が低い水準で推移していると言うものの、お隣の韓国やヨーロッパのドイツ、オランダのように、ワクチン接種が進みながらもブレイクスルー感染で患者が再拡大し、1日の感染者数が過去最大となっている国もあります。今のうちに第6波に備えた準備が欠かせないのは、言うまでもありません。

国においても、先般から基本的対処方針の変更が行われましたし、また、三重県も知事から行政展開の中で対策のレビューを行って、仮称ですけれども、三重県新型コロナウイルス感染症大綱の策定をすると記されています。

まず最初に、この大綱のことについて確認しておきたいと思います。

再拡大している他国の状況や、これから冬場に向かうという時期を考えますと、いつ第6波に突入してもおかしくない状況と言えます。あまりゆっくりに待てるものではないかと思います。いつまでに過去の対策のレビューを終えて、この大綱の策定が完了するのでしょうか、教えてください。

また、大綱といっても、もう一つ具体的にびんとこないところがありまして、その中身はどういった項目を含むものとなるのか、併せてお答えください。

[野呂幸利防災対策部長登壇]

○防災対策部長（野呂幸利） それでは、新型コロナウイルス感染症大綱の策定について、時期、内容についてお答えさせていただきたいと思います。

先ほど議員もおっしゃられましたとおり、現在の感染状況は、第5波が収束している状況であると考えています。しかしながら、気を緩めることはできませんので、10月18日に発表させていただきましたみえコロナガードで、感染防止のアラートの設定や検査体制、ワクチン接種体制、医療提供体制の三つの整備を含めた四つを柱として、対策を今はもう取り組んでいるところでございます。

あわせて、第5波で実施した県の対応を検証して、そこから得られた課題を基に今後の対策を示す三重県新型コロナウイルス感染症対策大綱、仮称でございますが、その策定にも既に取り組んでおるところでございます。

策定に当たっては、先ほど議員からも御紹介ありました、国が第6波の対策の方針を出してくるということがありましたので、それを注視して、県も検討しながら併せて待っていたという状況でございますが、今月19日に、政府対策本部で新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針、全部変更がされました。ワクチン接種や検査、医療提供体制、今後の対策の方向性が示されました。

このため、その内容も踏まえて、現在、医療関係者の皆様に医療提供体制について御意見を伺うなど、様々に調整を行っております。その中で策定を進めておるところでございますので、12月中の完成を目指して鋭意取り組んでまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

なお、大綱については、予防・医療の分野として保健所・本庁の体制、検査体制、ワクチン接種、医療提供体制、感染拡大防止対策について、また、事業者支援の分野として中小企業や飲食店、観光事業者等に対する支援について、これまでの対応と評価、課題を整理した上で、第6波に対して的確に対応できるように対策を取りまとめています。

以上でございます。

〔38番 北川裕之議員登壇〕

○38番（北川裕之） 御答弁、ありがとうございます。

国のさっきの基本的対処方針の全部変更も踏まえてということですので、少し時間がずれ込んでいるかとは思いますが、ただ、本当にあまり時間が待てないことでもあると思います。12月中にということ、御答弁いただきました。年末のテレビを見ている頃に出されても困りますので、議会が十分に議論ができるようなタイミングでぜひ出していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、病床の確保についてであります。

今、お話がありました、10月に出されましたみえコロナガード、（パネルを示す）おっしゃっていただいたように、四つの内容について整理をいただいているわけですが、その中で4番目の療養体制の方針のところ、

こちらのフリップにありますけれども、（パネルを示す）この内容について、議論をさせていただきたいと思っています。

一つは、確保病床についてです。

第5波のピークのときには、入院調整中・自宅療養者、今は分けて発表されるようになりましたけれども、ようやく、当時は合算で出ていました。あまりその差も明確ではなかったわけですが、この入院調整中・自宅療養者の数がどんどん膨れ上がる一方、確保病床には数字上、余剰が見えるという状況に、多くの県民が疑問を抱きました。

入院調整中・自宅療養者数は8月28日がピークで2790人、入院者数は9月6日がピークで323人、重症者数は9月3日がピークで33人でした。このピーク時の確保病床の稼働率は、およそ69%でした。この評価は、非常に難しいところだと思います。

当時も説明がありましたけれども、その時点では恐らく467床ぐらいの確保病床だったと思うんですが、小児や妊婦の方向けの確保病床もあるという説明でしたし、また、病院側にすると、事故や急病で救急搬送される患者に新型コロナウイルス感染の可能性もありますから、一定の空きベッドを持つておかななくてはならないということがあります。

ただ、一方で、感染拡大に沿って国から確保病床の積み増し、積み増しを求められてきたのは、これを結局、対応してきた多くは公立病院、公的病院であったことを考えると、限られた医療資源の中では、早い段階で限界が来ていたのではないかと想像されます。

それを裏づけると言っては語弊があるかもしれませんが、国は今後の確保病床の稼働率を80%に引き上げることを、都道府県に求めています。これは、第5波で多くの都道府県において、確保病床の稼働率が8割に大きく及ばなかったことの裏返しでもあります。

先ほどの、（パネルを示す）この方針の中では、今後、確保病床は最大523床、うち重症者用が61床と示されています。（パネルを示す）また、通常時には466床、うち重症者用が51床と示されています。

そこで質問ですけれども、現在、療養者は僅かという状況ですが、確保病床は現在も含めて一定確保いただいている状況にありますし、今後、どのレベルで維持していくお考えなのか、また、その確保のために空床としている医療機関への保障は、今後も国の財源において保障されるという考え方で間違いはないでしょうか。

先ほどの話で、国は稼働率を80%までと言いますが、限られた医療スタッフの中で稼働率を80%まで引き上げていくということは、そうそう容易なことではないと想像いたします。

この確保病床の感染拡大時の稼働率を上げるために、県はどのような方策を考えておられるか、お答えいただきたいと思います。

〔中尾洋一医療保健部理事登壇〕

○医療保健部理事（中尾洋一） 病床の確保状況について、それから、活用についてお答えをいたします。

第5波のピーク時におきましては、予定入院でありますとか、予定手術の調整といった緊急的な対応や、感染症法に基づく県内全病院、公立、公的、民間を含む県内全病院への要請などにより、最大で513床を確保した状況でございました。

10月以降におきましては、感染状況が落ち着いているということから、緊急的な増床分を順次減らしつつも、再度の病床確保に必要となる準備期間を考慮して、急激な感染拡大にも対応できるよう、現在は455床を維持しているところです。

また、空床のまま確保している病床につきましては、国の補助事業を活用し、その医療機関に対し補助金を交付しておるところです。

この補助事業につきましては、病床確保する上で不可欠なものであることから、国に対しても継続的な財源確保を要望してきましたが、一昨日、発出された厚生労働省通知により、今年度末までの対応が図られたところでございます。

それから、稼働率の状況で、病床の活用についてでございますけれども、

これまでは各保健所が地域内の病院に入院調整を行うということを基本としつつ、県庁内の医療調整本部が広域調整等を行う体制としてきました。

しかしながら、この夏の感染拡大時には、地域における感染状況や、それから病床数の違いにより、結果として入院調整対象者の著しい地域差が生じることとなりました。

こういったことの反省も踏まえまして、入院調整を医療調整本部に一元化いたしまして、症状が軽快した患者の転院等も含めまして、各病院の役割分担を踏まえた入院調整を行いまして、県全体としての病床稼働率の向上を図ることといたします。

また、県内全ての新型コロナウイルス感染症患者受入れ医療機関との間で、受け入れる条件等を明確にした書面の締結を行いまして、患者の受入れがより確実かつ円滑になされるよう、第6波に備えて取り組んでいるところでございます。

〔38番 北川裕之議員登壇〕

○38番（北川裕之） 御答弁、ありがとうございます。

空床補償については年度末までということで、通知があったということですから、ちょっと一安心をさせていただきます。

また、入院調整については、保健所単位ではなくて、本部で一元化をしてやっていただくということで、よりスムーズな入院調整が図れるということを期待させていただきます。

ただ、一方で、先ほど申し上げましたように、確保病床自体がやはり偏りがあるように思います。できるだけ民間病院も含めて、さらに御協力をいただく体制をお願いしたいですし、また、それがかなわなくても、せめて役割分担だけでもより明確にさせていただくようにお願いしたいと思います。

知事も、就任以降、病院関係に自ら回っていただくということで、進めているようにお聞きしておりますので、ぜひその点を含んで御尽力いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

一つ、自宅療養者への支援体制をどう強化していくかということで、第5

波を中心に、亡くなる方が自宅療養者で大きく問題になりました。本年だけで200人を超えるそうです。

確保病床や宿泊療養施設でカバーできなかった面もありますので、その充実は今のおり必要だと思うんですけども、これからはワクチン接種が進んできていますから、軽症や無症状の自宅療養者は増えると思いますので、今後、支援体制も非常に重要となります。健康状態の確認も含めて、当事者、家族が安心感の持てる支援体制が必要だと思います。

県は、さきに自宅療養フォローアップセンターを保健所単位で設置されていますが、その実績とさらなる充実策についてお尋ねします。

あわせて、臨時応急処置施設、酸素ステーションですね、それから宿泊療養施設、さらには退院後の受皿、こんなところについても課題と思います。

それぞれの整備状況や、あるいは、また一部、宿泊療養施設については、基準が少し厳しかったのではないかという声もいただいています。もしお答えいただけるのであれば、その辺の状況もお話をいただければと思います。

それから、3回目のワクチン接種ですけども、これはいよいよスタートがなされるわけですけども、ブレイクスルー感染等を考えますと、できるだけ早く前倒し前倒しでという思いが、県民、国民にはあります。

それゆえに、やはりスムーズに進んでいくことが重要だと思うわけですけども、先般、自治体向けの説明会がありました。少しそこで懸念が言われているのは、今回、1回目、2回目と違って、モデルナがたくさん結構入ってくるということで、一つの接種会場で両方使っていいよと国が説明しています。

ただ、裏返して言うと、両方使ってくれんかなと自治体は受け止めているところがありまして、これからスタートするのは高齢者中心、医療従事者で高齢者ということになっていきますから、やはりかかりつけ医等で受けていただくのがベターだと思いますが、そうしたときに、今後、当たっていきますと、それぞれ保管方法から接種の仕方、1瓶に入る人数分から希釈の方法まで異なりますので、これは混乱するのではないかと。やはり地域が、自治体

が希望する、この時期にはこの種類のをこれだけの量という形でいただきたいというのが思いです。

この辺りについて県はどう考えていただいているのか、お答えいただきたいと思います。まとめてよろしくをお願いします。

〔中尾洋一医療保健部理事登壇〕

○医療保健部理事（中尾洋一） 自宅療養者へのフォローアップ、それから療養体制の整備状況、それから、3回目のワクチンにつきまして、お答えさせていただきます。

まず、自宅療養者への支援体制の強化という点でございますけれども、県では、8月以降急増した自宅療養者へのフォローアップ体制を強化するため、いろんな関係団体と連携いたしまして、先ほど議員からも御紹介いただきました、自宅療養フォローアップセンターを8月26日から順次開設したところですけれども、今後の第6波に備えて、さらなる機能強化を図る必要があると考えております。

このことから、11月1日付で、組織上、宿泊・自宅療養プロジェクトチーム内に自宅療養班を新たに設置し、地域担当を置いて各保健所との連携を強化し、地域の実情を踏まえた支援を行うことといたしております。

一方で、重症化リスクの高い感染者が自宅にとどまることがないよう、先ほど申した、病床の確保と稼働率の向上、それから、後ほど説明いたします、新たな宿泊療養施設の開設等を進めておりますが、感染拡大時には一定数の自宅療養者が発生することも想定いたしまして、自宅療養であっても十分な医療につなげる体制が重要だと考えております。

こういったことから、往診であるとか、電話、オンラインによる診療ができる医療機関等、それから、訪問看護を提供できる事業者等、こういった地域における医療資源の把握を進めているところでございまして、その情報を基に関係団体とも連携しながら、自宅療養者に対して適切な医療を提供できる体制の構築を進めていきたいと考えております。

また、そのほか自宅療養に対応する医療機関、薬局、訪問看護事業所に対

する支援についても検討して、体制の充実を図るということも考えております。

続きまして、病床以外の療養体制の整備状況、それから、特に宿泊療養施設の状況につきまして、お答えさせていただきます。

まず、医療体制が逼迫した際に、患者を一時的に受入れ、一定の処置を行う臨時応急処置施設、酸素投与等の一定の処置を行う臨時応急処置施設につきましては、津市内において10月に1施設、10床を確保したところであって、さらに北勢地域で1施設の確保に向け、準備を進めているところでございます。

それから、宿泊療養施設につきましては、現在、北勢地域を中心に県内3か所、計375室を確保ということになっております。

第5波におきましては、8月下旬に発熱患者の受入れについて見直しを行って、入所基準の緩和を行ったところでございます。ただ、中等症患者の受入れ体制が整っていないということなどから、8月末のピーク時には、一部の中等症患者であるとか、重症化リスクのある患者が自宅にとどまり、なかなか宿泊療養施設に入所できないという状況にもなりました。

そういったことも踏まえ、第6波への備えといたしまして、600室以上を確保すべく、地域バランス等も考慮して、津地域と、それから、松阪地域に新たな施設を確保できるよう、準備を進めているところでございます。

宿泊療養施設に入所している患者につきましては、これまでも看護師の常駐、それから、医師のオンライン診療を行うという体制を整えてきましたが、さらに医療機能を強化することで、中等症Ⅰの患者の受入れや、中和抗体療法が実施できる体制の充実にも取り組んでいきたいと考えております。

また、病床の効率的な活用を促進し、病床の逼迫を防ぐということからも、回復した患者の受皿としては、後方支援病院48病院と、それから、介護老人保健施設42施設を確保しているところでございまして、いかなる感染状況になろうとも、県民の方々の命を守るということが大事でございますので、そういった第6波に備えた対策を、着実に進めたいと考えております。

最後に、3回目のワクチンについてでございます。

3回目接種に使用するワクチンにつきましては、国から既に令和4年3月までに用いますファイザー社ワクチンと、それから、武田モデルナ社ワクチンの供給量が示されておりまして、本県においては3回目接種分、それから、新たに12歳以上になる方の2回接種分として、ファイザーが約36万回分、それから、武田モデルナが約25万回分で計61万回分が供給されておりまして、割合といたしましては、ファイザー60%、武田モデルナ40%というような状況でございます。

一方で、本県では7月末までに2回接種を完了し、令和4年3月までに3回目接種の対象となる方は約60万人でございまして、新たに12歳以上になる方を加えても必要量が供給される見込みでございまして、2回接種を完了した方の多くはファイザー社ワクチンでございまして、全ての方が同じファイザー社ワクチンを接種するという事は、困難な状況にはなっているというのが実情でございます。

また、議員御指摘のように、一つの接種場所において、複数種類のワクチンを扱うことを可能とする方針は示されておりますが、そういった中でもワクチンを混同しないように、ワクチンごとに、例えば接種日時や場所を明確に区分するといったことなど、市町は医療機関等と緊密に連携しながら、接種体制の構築について、現在、検討を入念に進めているところでございます。

また、全国知事会からも、国に対する緊急提言の中で、各市区町村における2種類のワクチンの接種体制でありますとか、その機会の確保に関する考え方を早急に示すといったことなども、もう要望されているところでございます。

本県としましては、引き続き情報収集に努め、各市町や関係機関と連携しながら、各市町における3回目接種が円滑に実施できるよう支援してまいりたいと考えております。

〔38番 北川裕之議員登壇〕

○38番（北川裕之） 理事、御答弁、ありがとうございます。

自宅療養のことについては、やはり訪問看護の部分については、地域資源、やっぱり地域によってばらつきがありますので、その辺りをうまく横の連携を取って対応していただきたいなと思います。

また、宿泊療養のことについても逆転現象があったという事実も幾つか聞きますので、必要な方が入所ができるというふうに、基準の緩和はできるだけ丁寧、都度都度、状況に合わせて、さらに改善をしていただきたいと思います。

ワクチン接種については、丁寧に御答弁いただきました。なかなか、言葉ではそうなんですけれども、現場を想定される自治体としては、本当にこれでスムーズにいくんだろうかという不安を持っておりますので、量的なものはいあんまり変わらないかも分かりませんが、できるだけスムーズに接種が進むように、県としても汗をしっかりとかいていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、3番目の活力ある産業づくりにおける観光振興について、質問させていただきます。

知事は、パリ事務所時代には外客誘客にも取り組んでいただいたということで、とりわけ観光に対する思いが強いなど感じさせていただいていまして、先ほどの説明のように、力点を置く順番からということでは、行政展開の中でも産業の中で観光振興を一番初めに挙げていただいているわけです。

国内は少し戻りつつありますし、観光客、そしてまた、海外もこれから徐々に、ちょっと厳しい地域もありますけれども、緩和がされていくと思います。

そういう意味で、期待しているのは2025年開催の大阪・関西万博、そして26年に開催が2度延期になって26年になったワールドマスターズゲームズ関西、この二つは国内外の観光誘客の大きなターゲットになるのではないかと考えています。

ちょっとフリップは省略させていただきますが、以前、同じ伊賀市選挙区の木津議員からも、このことについては質問いただいておりますけれども、大

阪・関西万博は来場予定者数が約2800万人、経済波及効果が2兆円と見込まれていますし、ワールドマスターズゲームズ関西は参加者が約5万人、特に海外からの富裕層の、年齢も高いですから、家族でゆっくり来て、長期間滞在するということが多いと聞きますので、経済波及効果は1400億円と言われています。

伊勢志摩サミットのように、首脳が来ていただいて、三重県が単独で世界に発信されたって、これはインパクトが大きいことですが、一方で、この二つの催しは、イベントは、動く人数が半端ではない。そういう意味で、新型コロナウイルス感染症で傷んだ観光を中心に、地域経済を大きく、リベンジ消費ならぬリベンジ誘客といえますか、そういう意味でも非常に期待されると思います。

ただ、これに対して、県として戦略的な取組があるのかどうかというのを、改めてお聞きしたいと思うんですね。

庁内では、大阪・関西万博好機活用ワーキンググループというのがつくり、議論が交わされていると聞いていますし、以前の答弁でも、令和2年度から5年度までが重要な準備期間だということで、チャンスを最大限に生かすんだと前知事も答えていただいていたわけですが、もうあと実質3年になります。具体的な取組は表に出てきていてもいいのではないかなと思うんですが、その辺の状況についてお尋ねしたいと思います。

それから、併せて関西事務所のさらなる充実ということで、戦略はどうかはその後お聞きをしますけれども、その戦略に基づいて、やはりこれだけ大きな誘客のビッグチャンスですので、人的資源、財源を一気にターゲットに向けて投資するべきだと私は考えます。

ですから、議論のある三重テラス、撤退すればとまでは申しませんが、このチャンスを生かすために臨機応変に、期間限定でもあってもいいですから、人的支援、財源を関西事務所中心にシフトすべきではないかと考えますが、御所見いただきたいと思えます。

〔島上聖司雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（島上聖司） 大阪・関西万博に向けた取組と関西事務所について、まとめて御答弁させていただきたいと思えます。

まず、関西圏の動きにつきましては、議員御指摘のとおり、2025年に大阪・関西万博、その翌年にワールドマスターズゲームズ関西がありまして、また、御指摘のとおり、それぞれの経済効果というのは非常に大きいものだと認識してございます。こうしたイベントに向けまして、関西経済は、今後、加速度的に発展していきたくと予想しております。

このような関西圏でのチャンスを最大限に生かすということで、昨年3月になりますけれども、関西圏営業戦略を改定したということでございます。

この計画期間につきましても、議員御指摘のとおりですけれども、令和2年度から令和5年度まで、特に大阪・関西万博に向けた重要な準備期間と位置づけてございます。

関西圏の企業や関西圏在住者にまず三重を知ってもらおうと、三重のものを買ってもらう、三重に行ってもらって、そして三重のファンになってもらうと、そういった取組を現在進めておるところでございます。具体的には、関西圏の市場ニーズにより迅速かつ的確に対応できるように、関西圏での営業活動に積極的、意欲的な県内事業者や市町、そして商工団体等により構成されるビジネスネットワークを構築いたしました。本年10月から運用を開始したところでございます。それで、11月19日現在でネットワークに参加していただいている事業者数は、182社に上っております。

また、国際的イベントの機会を捉えた営業活動につきましては、効果的な情報発信や売り込む商材の磨き上げ、インバウンドを含めた観光誘客などに積極的に取り組むことといたしております。

いずれにいたしましても、県内市町や関係団体、関西圏における三重県にゆかりのある企業等とも連携しながら、三重県の持続的な成長につなげていけるよう、関西圏営業戦略に基づく取組を、さらに強化してまいりたいと考えております。

また、今後、取組の強化を進める中で、関西事務所の役割や機能につきましてもきちんと整理を行いまして、その充実についてしっかりと検討してまいりたいと考えてございます。

〔38番 北川裕之議員登壇〕

○38番（北川裕之） 部長に御答弁いただきました。

ちょっとごめんなさいです、物足りない感じがしております。関西圏営業戦略、この流れはずっと見てきたつもりではいるんですけども、基本的に中に書かれていることって、何かずっとあまり変わっていないイメージがあって。ごめんなさい、そうじゃないと言われるかも分かりませんが、関西圏のいろんな人的交流であったり、関西地域での三重県フェアであったりだとか、関西圏のメディアとの連携だとかプロモーションだとか、そういう積み重ねは重要なことではあるんですけども、私は冒頭申し上げたようなビッグチャンスということなのであれば、やはりもう少しそれに向けたターゲットを絞った戦略、計画はすなわち目標数値も含めて設定して取り組んでいくという姿勢が私はあってもいいのではないかなと思いますけど、部長、いかがでしょうか。

〔島上聖司雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（島上聖司） 物足りないの違うかということなんですけれども、確かに議員御指摘のとおり、関西営業戦略自体は昨年の3月というところで、新型コロナウイルス感染症だとかそういう前の話でつくられたものでございますし、その後も現在のいろんな事情変更とかというものを必ずしも加味していたものではないということだと思います。また、現状から、新型コロナウイルス感染症が収束して回復期の中で、関西・大阪万博がどういう位置づけとして重要度をさらに増すんじゃないかとかいった視点が確かにないということだと受け止めておりますけれども、もちろんそういう点も検討といたしますか、考えてございまして、このままの関西営業戦略のままでいいのかどうかというのは、実は内部で検討しておるところでございます。

それで、タイムリーにどういうことを手を打てるのかということについて、

もし改定する必要があるれば改定しながら、より実情に合った形で戦略を見直していきたくて考えてございます。物足りないと言わせないようにしたいと思っています。

〔38番 北川裕之議員登壇〕

○38番（北川裕之） もうさすが部長ですね。本当に正直なというか、素直なというか、前向きの答弁をいただきましたので、期待させていただきたいと思います。

おっしゃっていただいたとおりで、やっぱり計画をつくった段階、それから新型コロナウイルス感染症があつて、今は本当にゼロからのスタートと考えてもいいのではないかなと思うんですね。

逆に申し上げれば、何人の方からも聞きましたけれども、新型コロナウイルス感染症が収束しました、今までの戦略を普通にやっておれば、そのまま国内客も海外客も自然に戻ってくる、こういうことではないんだろうというところがあつて、やはり一旦落ち込んだところから、ゼロからスタートするだけの、やっぱり努力と仕掛けが必要だと思います。

そういう意味で、ぜひ関西営業戦略を見直ししていただいて、25年の大阪・関西万博、それから26年のワールドマスターズゲームズ関西に向けて、効果的な戦略をぜひ立てていただきたいと思います。

関西事務所も先般からお伺いしてきました。本当にいつもよく少数精鋭で頑張っていて、お話にあつた三重県商売拡大KANSAIネットワークもスタートをして、ネット申込みですけれども、どんどん増えていただいて、これも願わくはもっと上手に宣伝していただけないかなと思うんですね。まだまだ、私の地元でも、えっ、そんなネットワークがあつたん、できたんという方もやっぱりありましたので、せっかくこれで運用していくのであれば、ぜひ周知いただきたいと思います。

そして、最後にこの項で、誘客戦略としての関西広域連合への参加はということで、質問させていただきます。同じ伊賀の稲森議員からこれも振られておりますので。

今、この大阪・関西万博やワールドマスターズゲームズ関西に向けて、関西地方は丸となって観光誘客を進めています。その中心は、関西広域連合になっていると私は思っています。この関西広域連合が中心になって、構成の府県や国、経済団体と連携して、海外へ行ってトップセールスをしたりだとか、海外向けの共同のプロモーション活動をどんどん進めていますので、やっぱり発信力が強いですし、インパクトがあります。

以前から、私、何度も関西広域連合の部分参加について、積極的に取り組んではどうかということで、歴代の知事にお尋ねしてきているわけですが、今回、改めて観光分野に限って部分参加をぜひお勧めをしたいと思えます。

ちなみに、よく言われる隣の奈良県ですね。こちらは、初めは入っていませんでしたけれども、広域連携ならいいよということで、広域防災と広域観光及び文化振興の2分野に限って6年前に参画されました。

負担金は2300万円から2500万円ぐらいと聞いていまして、この負担金で様々な事業に参画しているという状況にあります。フルセットでいきますと何億円と支出しなくちゃいけませんので、それはさすがに三重県には不要かとは思いますが、誘客戦略、観光の分野での部分参加は意外にリーズナブルで、国内外からの誘客戦略を積極的に展開する一つのツールとして、部分参加も選択肢としてはあるのではないかと思います、御所見を伺いたいと思えます。

〔小見山幸弘雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（小見山幸弘） 御答弁させていただきます。

関西広域連合における七つの広域行政分野のうち、広域観光の分野の主な取組につきましては、官民が一体となって設立した広域連携DMOであります関西観光本部において、そこに分担金や負担金を拠出することを通じて、戦略的、一体的に実施しておるところでございます。

本県は、関西観光本部の構成員といたしまして、同本部と密接に連携を図りながら、海外からの観光客の県内への誘致に取り組んでおるところござ

います。

これまで、海外旅行博への出展や海外旅行会社との商談会への参加等、広域プロモーション事業に参画してきたところでございますが、今年度においては、より一層連携した取組を進めているところでございます。

具体的には、本物の忍者体験等をテーマとした映像コンテンツを作成し、三重県ならではの本物の体験を求める富裕層等をターゲットに、海外から県内への誘客につなげる取組を進めておるところでございます。

11月15日、16日には、伊賀上野観光協会の協力も得まして、伊賀市内で撮影を行ったところであり、今年度に動画を完成させ、関西観光本部と連携して、海外に向けて広く発信していくところでございます。

御案内のありましたとおり、関西においては、今後、大阪・関西万博、ワールドマスターズ関西が開催されまして、国内外から多くの観光客が訪れる絶好の機会でありまして、また、関西観光本部におきましては、日本人に向けた関西の広域観光情報の発信を強化するというところでございます。

本県といたしましても、この機会を逃すことなく、引き続き関西観光本部と連携して、1人でも多くの方に三重県を訪れていただくように、取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

〔38番 北川裕之議員登壇〕

○38番（北川裕之） 観光局長にお答えいただきました。

無理無理参加をと申し上げませんが、お話に出た関西観光本部を中心にこれから戦略的に取り組んでいただくということになるんだろうと思います。

関西広域連合は2府6県、関西観光本部はそこに三重県と福井県が参画していると、関西広域連合はオブザーバー参加という形だと思います。形としてはそれぞれ独立したものにはなっているものの、やはり関西広域連合の観光分野で企画した流れが、この関西観光本部の中で、実際の作業といいますか、事業が展開されるという図式もあるものですから、やはり少し弱いので

はないかなという思いで申し上げました。

この部分については、とにもかくにもしっかりと関西広域連合の情報もしっかり取っていただいて、そして関西観光本部の中でも広域連携をしっかりやっけていただいて進めていただくことをお願いして、次の項に移らせていただきたいと思います。

四つ目は、知事の地方分権に対するお考えをお尋ねしたいと思います。

これも、歴代の知事に何度もお尋ねをしてきました。2年前の一般質問では、鈴木前知事にお尋ねしたときは、胸のすくような力強い地方分権にける熱い思いを語っていただいたんですが、どういうわけか、突然、国政に転じてしまいました。

一見知事は、さすがに今すぐに国政に転じるということはないとは思いますが。これから自治体の長として、知事会をはじめ多くの場面でしっかりと分権を進める立場で、先頭に立っていただきたいなという思いで、質問させていただきます。

そこで、まず過去のこれまでの第1次、第2次の分権改革や三位一体改革、こういったこれまでの地方分権改革についてどのように評価をされているか、どのような課題を考えておられるか、知事のお考えをお聞きしたいと思いますし、それから、これからの分権は立法分権をと書かせていただきました。えらい偉そうに書いていますが、私のネタではありません。

なかなか最近、地方分権とネットで打っても出てこないんですよ、新しいネタが。著作物もほとんどありません、この10年。久しぶりに見たなと思って、「立法分権のすすめ」って、これ、(現物を示す)中央大学の礒崎初仁教授が書かれた本で、礒崎教授はこの間から県議会の選挙区及び定数に関する在り方調査会の委員もしていただいていた方で、お話もさせていただいて非常に親近感があるわけですがけれども、やはりこれからは自治体の自治立法権の拡充、強化が必要だと。特に財源のこともありますけれども、やはり自治体が条例でもって、地域に実情に合った形で進めていくことが重要だと言われています。人口減少ですし、財源も厳しい中で、さらにやはりそういう

地方の権限を強化していかなきゃならない。

でも一方で、法律は、磯崎教授は過密過剰と言われますけれども、たくさんあって、そして細部まで法律、政令、省令等を使ってがんじがらめにしていて、国に出した知事からすると、いや、そんなことないよとおっしゃるか分かりませんが、非常にこと細かく書かれていて、なかなか法定事務であっても自治事務であっても、自治体が地域に合った形で動かそうとしても、条例をつくらうとしてもできない。

こういう面では、やはり法律をできるだけ統廃合してあって、そして細部は地域事情に任せていく、自治体の条例に任せていく、こういう流れが必要ではないかということを書いていると思います。

そういう面では、枠づけや義務づけの見直しも不十分だったと思いますし、それから条例の上書き権もなかなかきちんと認められた形にはなっていません。

いろんな意味で、地域が、条例、法律を運用する中で、条例でもって自由に裁量が発揮できる、そういう環境づくりが必要だと磯崎教授はおっしゃっていただいています。

そういう面で、知事会でもそういう議論があるやに聞いています。これからぜひ進めていただきたいと思いますが、知事の御所見がありましたら、いただきたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 私は国から帰ってきたばかりでございまして、国に戻るなんてことは毛頭考えておりません。しっかりと三重県のために働いていきたいと思っております。

この三重県に骨を埋めるという言葉、よく使われますけど、先祖代々三重県に骨を埋めてきました、それは当たり前のございまして、三重県民のためにしっかりと働きたいと思っております。

国の行政官として、経験を様々させていただきました。その中で、自動運転とか、近年ではドローンとか、サンドボックス制度ということにも携わっ

ておりまして、地方分権の一端の業務もやらせていただいたつもりでございます。

まず、地方分権の改革についての評価ということでお尋ねいただきましたが、平成7年に地方分権推進法が制定されて、国で見えておりますと、かなり分権というのは進んできていると思っております。

例えば、先ほど申しましたサンドボックス制度もそうですし、特区制度など地域の実情に合った地方分権の取組が進められてきてはいると考えています。考えていますが、25年間、国と地方が意見を出し合いながら進めてきたということでありまして、やっぱりこれは常に見直しをしていかなきゃいかんと考えているところでございます。

例えば、国と地方の税収の割合は6対4ということになってはいますが、歳出の割合は残念ながら4対6ということでありまして、まだまだ地方分権は、そういった歳入歳出の面から見ても、道半ばだと言わざるを得ないと考えています。

それから、自治立法権についての御指摘を頂戴いたしました。これ、国で法律を幾つもつくらせていただいて、また、運輸省、国土交通省の法規班長をやらせていただきまして、政令、省令をつくってきた身からすると、国の制度が地方をがんじがらめにしているということではないかと私は思っております。逆に、国の制度はまだやっぱり足らざる部分は結構あるんです。

地域の実情を考えて、法律、政令、省令をつくるって、これは不可能なんです。したがって、条例を制定して、三重県に合った形で法制度を運用していくというのは、非常に重要だと思っております。

また、仮にがんじがらめであれば、それを条例で変えていくというのは、なかなか制度上難しいところがございます。むしろ法律を変えればいい、政令を変えればいい、省令を変えればいい、これは実際に国でそういった業務をやっていたので、そんな難しいことではないと考えています。

制度的に申し上げますと、同じ憲法の下で法律と条例のそごが生じた場合の取扱いが恐らく難しいところになってくるのでありまして、憲法第94条で

は、条例は法律の範囲内で定めるとされていますので、こういった点を踏まえながら、事務を進めていく必要があるということでございます。

したがって、条例で法律を破ることが憲法上難しいということであれば法律を変えればよい、そういうふうに考えていくべきではないかと私は考えておりますし、それは国に対してきちんと話をしていけばいいんだと考えています。

いずれにしても、地方分権の実現に向けては歩みを止めてはいけなさと考えているところでございまして、引き続き現行制度を検証して、今後の制度の在り方に関する議論を積極的に行う。そのときには、場合によっては全国知事会なんかも使わせていただくと考えているところでございますので、また、御指導を頂戴できればと思います。

〔38番 北川裕之議員登壇〕

○38番（北川裕之） 知事には真摯にお答えいただきました。ありがとうございます。

条例云々よりも、地域の実情を鑑みたときに、法令、政令や省令、変えるべきところは変えていくべきだというお話もいただきました。まさに、その部分も重要なことだと思います。

そういう意味では、そうした作業に全国知事会や自治体関わって、地域の実情も鑑みながら変えていくという仕組みもぜひ考えていただきたいと思います。

それから、条例は法律の範囲内という規定が、憲法そして事象の中であります。ただ、それも本当にその一言でいいのかどうかという議論もあります。

磯崎教授はこの本の中で、（現物を示す）画一的に法律の範囲内ということでもいいのかということまで言及されています。そんなことも含めて、今日はプロローグということで、また、これから拙い能力ではありますが、また、知事との議論をさせていただきたいと思います。

それでは、最後に、ひきこもり支援策の推進について質問させていただき

ます。

県においては、議会で約束していただいたとおりに、今年度、三重県ひきこもり支援推進計画の策定を進めていただいています。

有識者から御意見をいただく三重県ひきこもり対策検討会議、それから、庁内のひきこもり対策検討会での議論を重ねて、また、民生・児童委員の皆様や地域包括支援センターとの御協力を得てのアンケート調査も踏まえ、さきの医療保健子ども福祉病院常任委員会では推進計画の骨子案が示されているところです。

12月には中間案が示されて、今年度中には計画策定を終えるものと、大いに期待しております。ただ、ひきこもり支援そのものは、まだ緒に就いたばかりと思っています。地域の中で、その支援が大きく動き出すための仕組みづくりは、これからだと思っています。

今回の補正予算において、地域共生社会の実現に向けて、地域社会の複雑化、複合化した支援ニーズに対する包括的な支援体制を構築するために、新たに創設された重層的支援体制整備事業に取り組む市町に対する交付金として1億6290万円が計上されています。

ひきこもりをはじめとする、従来の支援の枠組みではケアし切れなかった、生きづらさを抱えている人たちを、地域社会全体で支えていく仕組みだと思っています。

単なる相談窓口の設置にとどまらず、断らない包括的な支援体制、社会とのつながりをつくる参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働事業による課題の解きほぐし、地域住民の支え合いを育むための交流や居場所づくりを行う地域づくり事業などが包括的に含まれていて、そして、一体的に事業を行うための交付金という形になっています。

そこで、お尋ねします。

ひきこもり支援を市町において進める上で、この事業は非常に有効なものだと思いますけれども、今年度の実施予定、あるいは、また今後トライしていく市町があるのかどうかという状況、それから、非常に重要だと思われるア

アウトリーチの事業だとか多機関協働事業というのは、この支援事業の中で必須事業になっているのかどうかの確認、それから、これが一番大きなことだと思いますが、手挙げに基づく任意事業ですから、積極的にやっていたところはいいんですけれども、まだこれからというところの市町について、やっぱり希望を促していく必要があると思います。そのところ、県はどのようにして進めていっていただけるのか、以上の点についてお尋ねしたいと思います。

〔中山恵里子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中山恵里子） ひきこもり支援の具体策にもつながりまず重層的支援体制の整備事業についてのお尋ねに対して、お答えさせていただきます。

今年度から開始されました重層的支援体制整備事業は、市町が実施主体となりまして、相談者の属性ですとか、内容にかかわらず相談を包括的に受け止めて、関係機関で連携して必要な支援を行うというものでございます。

この事業につきましては、市町が主体となるものではございますけれども、県といたしましても、ひきこもり状態にある方をはじめとしまして、既存のサービスですとか、制度のはざまに陥りがちな生きづらさを抱えている方への支援強化に向けて、より多くの市町で取り組まれるということが非常に重要であると考えております。

そこで、これまでも県としまして必要な情報の提供ということで、制度の趣旨ですとか、事務手続上のメリット、あるいは先進自治体における取組事例の紹介等を行いましたり、あるいは人材育成ということで、こちらは市町から要望の強いテーマでありますけれども、ひきこもり支援ですとか、外国人住民の支援に関するアプローチ手法などを学んでいただけるような研修会も昨年度から実施しているところでございます。

先ほど議員から御質問というか、御確認がありましたアウトリーチ支援、あるいは多機関の協働と、それから、つながり参加の交流とかそういったところは、必須の項目となっておりますので、必ず取り組んでいただかなければ

ばいけないという内容になってございます。

そうしたことをございましてというのもちよっとおこがましいのですが、県内市町の状況といたしましては、現在、伊勢市、名張市、鳥羽市、伊賀市、御浜町は、本年度から事業を開始いただいております、5市町での実施というのは全国でも最多となっております。

また、令和4年度以降の実施に向けましては、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市で準備のための事業が開始されております。ほかにも、独自の検討を進めていただいている市町もございまして、現在のところ、着実に県内の取組は進んできているかなと思っております。

一方で、御心配いただきましたように、導入が進まない市町に対しましては、これまでの個別の働きかけに加えまして、圏域別に課題検討ですとか、先進事例を共有するような機会を増加させていくということで、取組のきっかけですとか、手がかりを見つける後押しを県としてもしてまいりたいと考えてございまして、情報提供をさらに充実させる必要があると考えております。

また、職員の専門性の確保など、市町が抱える課題の解決に向けましては、引き続き人材育成に重点的に取り組むことが重要であると考えておりますので、今後とも市町の状況に寄り添いながら、県内において誰も断らない重層的支援体制が充実されるように、取り組んでまいりたいと考えております。

〔38番 北川裕之議員登壇〕

○38番（北川裕之） 御答弁、ありがとうございます。

たくさんの県内の市町が参加なり準備をいただいているということで、ありがたいことですし、また、アウトリーチや他機関の共同事業は必須の事業になるということですので、少し安心させていただきました。

やはり県内市町においては、ちょっとスタッフも含めて、もう今はいっぱいいっぱいやわというところもあるかも分かりませんし、逆に、今の持っている地域包括の制度で、いや、別に支障ないし、問題ないじゃないのという意識の市町もあると思います。

そういう意味で、ぜひこれが市町に負担がかかるということではなくって、

市町も楽になり、支えられる方もいい結果が出て、支えている周りの方にとってやりやすい環境ができるというメリットをぜひ伝えていただいて、できれば29の市町で、この事業が進んでいくということを望みたいと思います。

最後に、私たち、ひきこもり支援策を推進する議員有志の会ということで、活動させていただいてきました。推進計画もつくっていただくということで、大変ありがたいです。

本年の4月には四日市市で、議員有志の会主催で講演とシンポジウムを開催させていただきました。来年は、早々2月5日に三重県総合文化センターの中ホールをお借りしてシンポジウムを開催する予定でございますので、今回、県との共催ということで進んでおります。知事にもぜひ御参加いただいて、有意義なシンポジウムにしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、知事は山歩きが趣味とされていますので、地元の赤目四十八滝は随分といい色合いになってまいりましたので、時間はないでしょうけれども、ぜひ一度来ていただけたらと思ひます。

以上で、代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

休 憩

○議長（青木謙順） 暫時休憩いたします。

午前11時12分休憩

午前11時20分開議

開 議

○議長（青木謙順） 休憩前に引き続き会議を開きます。

代 表 質 問

○議長（青木謙順） 代表質問を継続いたします。30番 村林 聡議員。

〔30番 村林 聡議員登壇・拍手〕

○30番（村林 聡） 改めまして、こんにちは。

度会郡選挙区選出、自由民主党会派、村林聡です。早速、質問に入りたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、大きな1番として、三重県への人口定着についてと題名を置かせていただきまして、（1）番、知事の所信表明から人口減少対策についてをお伺いしたいと思います。

知事の所信表明の中には、繰り返し、この人口減少という言葉が出てきておりまして、非常に大きな重要な課題であると位置づけていただいていることが分かります。また、「人口減少の荒波が押し寄せる中、私は太平洋の防波堤となり」とも宣言してくださっており、大変力強く、頼もしく感じるところでもあります。

先般、御答弁の中で、人口減少は他県、特に東京との競争、しのぎを削るという御趣旨のことをおっしゃっておられました。表現はともかく、厳しい現実から逃げずに立ち向かうのだというその姿勢はありがたいと思います。

今回、この質問では、私からの認識も申し上げ、知事と認識の共有ができればと考えて、質問させていただきます。

まず、私は、守るべき価値とはただの数字上の人口ではなく、伝統や文化、人々の営みであると考えています。そして、この問題は全国一律に捉えるべきではない、地方都市と条件不利地域を同じように捉えるべきではないと考えています。

例えば、過疎という言葉があります。ここで言うのは、行政用語の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別法とかの過疎ではなく、一般的な意味としての過疎です。

お年寄りがお年を召して亡くなる、これは寂しいことですが、この人口の減り方は過疎ではありません。あるいは、過去にもう済んでしまった結果と

しての過疎です。本当は住みたいのに住み続けられない悲劇、これこそが過疎の本質です。こういうことが特に条件不利地域で起きていて、これを何とか打破したいのです。

よって、人口減少対策、特に社会減対策には、優先順位があると考えています。

まず1番が、そこで生まれた人が住み続けられるようにするという。2番目が、その地域に縁やゆかりのある人が戻りたいと思ったときに戻れるようにすること、そして、この1番目と2番目で足りない部分を3番目として、外からの移住で助けてもらうという順番です。

では、お伺いします。

ここまで述べてまいりましたことも踏まえ、改めて、知事の人口減少対策への認識と今後の取組をお聞かせください。御答弁をよろしく願いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 人口減少対策でありますけれども、大きく三つの取組というのが必要かなと思っています。

1点目は、議員がおっしゃったことにも関係するんですけども、人口の流出を防止するような対策でありまして、雇用の場の確保だとか、あるいは安全・安心で住み続けられるように防災・減災の取組をしっかりする、あるいは地域医療の確保もする、それから、教育の機関もしっかりと整備するということが大事かなと思っています。

2点目は、移住の促進をする、すなわち、人口の流入を促進していくという対策であります。

3点目でですけども、これは子どもを産み育てられる環境をしっかりとつくって行って、安心して子どもを育てられるというような県にしていくということが、重要なな思っておるところであります。

この三つについては、優先順位、どれということではなくて、総合的にしっかり全部やっていくということが、大事ではないかと思っています。

議員が御指摘された、生まれた人がそのままその地域に残ってもらう、出ていくという意味での過疎はやめなきゃいけない、何とかそれを押しとどめたい、これも非常に重要なことだと思っているところでございます。

県では、人口減少が非常に顕著になっております。南部地域でありますけど、ここに非常にいいものがございます。かんきつ類もありますし、杉やヒノキ、それから養殖マダイ、魅力ある特産品、こういったものの消費の拡大とか、農林水産業のスマート化とか奈屋浦の漁港など大きな漁港もありますが、そういった漁獲物の販売、促進、こういった形も取りながら農林水産業の振興する、また、伊勢神宮や熊野古道、おっしゃった歴史や文化、これもあります。また、豊かな自然もあります。そういった地域の資源を磨き上げて、例えば、拠点滞在型の観光を推進するということで、地域の特性を生かした対策を進める。拠点滞在型の観光を進めますと交流人口が増えまして、ただ、交流人口だけではなくて、そこで働く場ができるという意味で、人口の減少をとどめるということもできると考えております。

こういった人口減少に関する課題につきましては、直ちに解決できるものではありません。結果がすぐにも出てきません。だけど、歩みを止めることなくあらゆる施策を総動員してやっていくことが、重要だと考えているところでございます。

〔30番 村林 聡議員登壇〕

○30番（村林 聡） 御答弁、ありがとうございます。

まず、知事のほうから三つの取組をおっしゃっていただきました。人口流出を防止するために様々なことを取り組むということが一つ目、二つ目が、移住で流入人口を求めるんだと、三つ目が、子どもを産み育てる環境づくりということで、大きく整理させていただきますと、最初の一つ目と二つ目がいわゆる人口の社会減対策になり、三つ目が自然減対策になろうかと思えます。この三つを同列に扱うとおっしゃることは、まさにおっしゃるとおりであり、当然、自然減対策と社会減対策は大きな2本柱であらなければならないということは、私も全く同感であります。

その後、おっしゃっていただきました様々な具体的な取組ですね、交流人口を増やすとか、そうした結論部分についても、もちろんぜひ進めていただきたいと考えておるところであります。

そうしたときに、先ほどの人口を競争していくというような観点に立ったときに、例えば、その地域に生まれた人たちを、その地域にまずは住んでほしいということを優先順位1番と考えたら、例えば隣の県とか、もうこっち隣の県とか、そういうところで生まれた人もまずはその県に、ふるさとにまずは住んでもらうという優先順位になると思うんです。

こういうところを大事にした上で、東京相手に競争していくというようなことも含めて私の認識を申し上げましたところですので、ぜひやっぱり生まれ育ったふるさとというのは誰にとっても特別な場所だと思います。なので、申し上げたような、まずは生まれた方がその地域に残りたいと思ったときに残れるような、その次に、3代前であっても縁やゆかりがあって、その地域に親戚があるという方にはぜひ戻ってきてくれるときには、戻りたいと思った人たちが戻っていただきたいとか、そういうことも大事にした上で、今、知事のおっしゃっていただいたような、様々な考えや対策というものも進めていただきたいとお願いしたいので、どうかよろしく申し上げます。御答弁、ありがとうございました。

では、大きな1番の三重県の人口定着についてのもう一つ、(2)として、地学に基づくまちづくり・既存集落の再整備という項目を置きましたので、その項目に入っていきたいと思います。

私の地元で、年間40億円も50億円も水揚げる優良な水産会社があります。そこでは、その船に乗りたいという若者で順番待ちができていくくらいです。

その会社のトップが嘆いておっしゃるには、そうやってせっかく地元で雇用しても、家を遠くへ建ててしまうのだと、地元に住んでくれないのだと、これと同じことを漁業協同組合連合会も言っておられましたし、地元の大きな建設会社でも聞きました。

分かりやすくするために、漁村を例にとって説明いたします。

三重県南部、リアス式海岸の漁村は、海と山に挟まれた非常に狭い土地に高い人口密度で住んでいます。1軒ごとの敷地は大変狭く、玄関の近くまで車で入ることはできなくて普通です。こういったところを、現代の生活様式に合わせて再整理すべきなのです。例えば、空き家が増えてきているわけですから、空き家2軒を1軒分の敷地に再造成するなどです。

また、地学的に見ると、尾根と谷なら尾根のほうが安全なはずですが、谷に集落が開けている場合も多いのです。これは、谷のほうが台風などが来たときに風に強いから、風が当たらないで済むからなのですけれども、現代の建築技術であれば、尾根でも十分風に耐えられるはずです。

谷は、強風には強い反面、近年増えてきている土砂災害や、いざというときの津波には弱いわけです。緩やかに何十年かかけてでも、次に家を建てるときには尾根側にしませんかというような、まちづくりが必要だと考えています。

分かりやすくするために漁村を例にとって説明しましたが、これは漁村に限らず、農山漁村全て、南部だけではなく、北勢地域、中勢地域、伊賀地域など、全ての古くからある集落にはこういう問題があるはずですよ。

そして、古くからある集落は、長い年月をかけて災害の洗礼を受けながらも残ってきているわけで、地学的に合理的な位置にあることが多いはずだとも考えています。

それでは、お伺いします。

三重県への人口定着を実現するためには、地学に基づくまちづくり、既存集落の再整備は不可欠であり、次期総合計画、強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）やみえ元気プラン（仮称）に、きちんと位置づけて取り組んでいべきと考えますが、御所見はいかがでしょう。御答弁をよろしく申し上げます。

〔安井 晃戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（安井 晃） 人口の定着に向けた既存集落の再整備について、

お答え申し上げます。

人口減少対策の推進におきまして、人口の定着、いわゆる定住を促進するための取組というのは、人口の流出の防止に加えまして、地域の伝統、文化の継承、農地や森林の多面的機能の発揮などからも、大変重要であると考えております。

定住のためには、住民の皆さんの暮らしを経済面から支える働く場の創出、安全・安心の確保を図る必要がありますので、県としては人口減少対策の観点も踏まえ、地域産業の振興や防災・減災対策の推進、医療提供体制の確保、さらには高規格道路等のインフラ整備などに取り組んでおります。

また、過疎地域などで集落の活性化等に取り組む地域おこし協力隊は市町の実践でございまして、県も市町と連携しながら、研修などを実施しているところでございます。

議員御指摘の既存集落の再整備としまして、個々の集落において住環境や生活環境の向上を図っていくという視点は、住民の皆さんの定住を促すためには大切だと思っております。

ただ、こうした取組につきましては、市町がまず住民の皆さんの意向を把握し、地域においてその取組方向を共有した上で、主体的に取り組んでいくことが基本ではないかと考えております。

また、インフラの整備を伴う場合には、相当のコストやマンパワーが必要となりますので、定住促進策としての意義や効果を十分見極める必要があると考えております。

人口減少対策におきまして、どこまで効率性を重視するかということは大変難しい問題であります。特にハード面の取組につきましては、限られた行政の資源を有効利用するためにも、費用対効果の視点は欠かせないものと認識しております。

人口減少対策については、みえ元気プランにおいても重要な位置づけになると考えておきまして、プランの策定と並行して、これまでの取組の成果や課題を検証し、見直しを進めていくこととしております。

その際、市町の皆さんとの意見交換の場を設けまして、地域の現状や課題、定住の促進に向けた考え方などについてしっかりとお聞きしながら、より効果的な方策となるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

〔30番 村林 聡議員登壇〕

○30番（村林 聡） 御答弁、ありがとうございました。

まず、大変重要な問題だということをお認識いただいておりますというお話がありました。その上で、市町がまず把握して、市や町が主体となることや、インフラ整備のコスト、効率の問題があるのではないかと御答弁だったと認識いたしました。

こちらから申し上げたいのは、それで、結論的にはより効果的な方策を検討するというので、かなり前向きな御答弁をいただけたものと考えておりますので、ぜひ次期ビジョンやプランにはしっかり位置づけていただきたいと改めて申し上げるわけですが、おっしゃったことについて一つ一つもう一度お話ししますが、市や町がまず把握して市や町が主体というお話でしたが、もちろん個々の集落の在り方を、県が直接やれるはずはないのであります。ですので、その集落の各集落の30年後、100年後どんな姿にしたいのかということ、住民の皆さんときちんと話し合わなければいけない。それは、もちろんまずは市や町だと思いますし、そのことは間違いないと私も思います。

そして、インフラ整備のコストが非常にかかるということももちろん考えておまして、なので、これは恐らく国に、国が地方創生や強靱化も含めて議論しておる中ですから、こういったことに使えるメニューを要望していったり、国としての予算もきちんとつけてもらわないと、実現不可能なのだろうということも考えております。

しかしながら、市や町の声、もちろん聞いてもらうのはいいんですけども、県として、どうするんだという、県の主体性が大事だと思うんです。これからは、市や町と対等の主体として県も一緒に中に入って、施策や事業を急所へ定着できるのかできないのかという分岐点へ、限られた資源や予算を

向けて行っていただきたいと思うのであります。

ですから、もちろん市や町の声聞いていただきたいと思いますが、県も対等な主体としてしっかりとした考え方を持って臨んでいただきたいと、よろしく願います。

ですから、今、戦略企画部長が御答弁いただいたわけですが、戦略企画部なので、きちんと戦略や企画を持って進んでください。取りまとめと進捗管理だけでは困ってしまいますということを改めて申し上げまして、どうか、より効果的な方策を検討していくという御答弁をいただきましたので、期待しております。どうかよろしく願います。

では、この項を閉じまして、大きな2番の看護職員が働き続けられる環境整備について入っていきたいと思います。

このコロナ禍で、医療の現場には非常に重い負担がかかり続けています。それも、いつ終わるか分からないという、精神的にもつらい状況にあります。そんな中、今、頑張ってくれている看護師たちが辞めないようにすることが大事、今いる現場の人こそが即戦力であり、大事にしてほしいという声を聞きました。例えば、8時間労働にこだわらない働き方を実現できないのかというお話でした。これは、まさに働き方改革そのもののお話であろうと感じました。

そこで、2点、お伺いします。

まず、1点目です。

医療従事者の離職防止や医療安全の確保を図るために、医療勤務環境改善支援センターを設置し委託事業を行っていると聞いていますが、どのような取組をしているのでしょうか。センターに任せきりではなく、県として成果の検証も含めしっかりと関与していくべきと考えますが、いかがでしょうか。これが1点目です。

2点目は、医療法の改正により、令和6年度から、医師に対する時間外労働の上限規制が適用されると聞きます。県として、医師だけでなく、チームで地域の医療を担ってくださっている看護職員についても、今後、さらなる

勤務環境の改善取組を進める必要があると考えますが、いかがでしょうかというものです。

以上、2点について御答弁をお願いいたします。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一） 看護職員が働き続けられる環境整備の中で、三重県医療勤務環境改善支援センターの経営の関与と、それから、医師の働き方改革に関わる看護職も含めた勤務環境の改善に取り組むべきという、二つの御質問をいただきました。順次、お答えさせていただきます。

まず、三重県医療勤務環境改善支援センターでございますが、議員から御紹介がありましたとおり、医療従事者の離職防止でありますとか、医療安全の確保を図ることを目的として、平成26年8月に設置をいたしまして、その運営を三重県医師会に委託して、事業を実施しているところでございます。

具体的な事業といたしましては、医療機関に対する勤務環境改善の周知・啓発、勤務環境改善のための仕組みの導入促進のほか、医療労務管理アドバイザーによる労務管理上の相談対応やアドバイスなどを、三重労働局からの委託を受けて併せて実施しているところでございます。

また、県では、このセンターとは別に、看護職員を対象とした働き方改革の取組といたしまして、勤務環境に関する相談窓口の設置やアドバイザー派遣業務を県看護協会に委託して実施し、勤務環境の改善を図っているところでございます。

医療勤務環境改善支援センターの運営に当たりましては、県、それから県看護協会、県病院協会等で構成します運営協議会を設置しておりまして、事業内容の検討を行っておりまして、その成果についても検証しながら、運営協議会において検証を行い、改善を図りながら取組を進めているというところでございまして、県も運営協議会を通じて積極的に関わらせていただいているところでございます。

また、同センター事業といたしましては、全国に先駆けて、県の公的な認証制度として女性が働きやすい医療機関認証制度を創設しておりまして、ハ

ラスメント対策でありますとか、院内保育所の設置など、女性の医療従事者の視点から医療機関の勤務環境改善を図る取組を審査の上に認証しております。昨年度末までに18の医療機関を認証しているところでございます。

女性が働きやすいという観点は、やはり医療機関の中で、特に看護職を含めて女性の職員の方が多いということで、やっぱり女性の働きやすい医療機関であれば全ての職種の方が働きやすいというポリシーの下で、こういった制度を実施しているところでございまして、認証を受けた医療機関におきましては、継続的な勤務環境の改善が行われているところでございます。

こうした取組を行ってきた結果、看護職員の離職率については、正規雇用職員全体では全国で低いほうから20番目、9.4%でございしますが、常に全国平均を下回っている状況でございます。

特に、新人看護職員の離職率につきましては、全国で低いほうから6番目、4.7%となるなど、勤務環境改善の取組を含めた様々な取組の成果が、一定出ていると考えてございますし、この離職率の低い状態を維持し続けることが重要だと考えてございますので、引き続き、これらの取組を進めていきたいと考えてございます。

このような中、先ほど議員から御紹介がございましたが、令和6年4月から、医師の時間外労働の上限規制が解消されるというところでございます。

医療の提供は、医師、看護職員等によるチーム医療により実現されるものでございまして、今後、働き方改革が進められる中で、医師の時間外労働の抑制、業務のタスクシフトやICT化が進められることなどにより、医療機関の勤務環境に変化が生じていくと考えてございます。

そうした勤務環境の変化に伴う新たな課題に対しまして、的確に支援が行えますよう、今後、同センターにおける労働時間の短縮に関する相談でありますとか、アドバイス等の支援の充実を図るとともに、女性が働きやすい医療機関認証制度のさらなる活用を図りながら、取組が適切に実施されるよう、県としても主体的に関わりながら、看護職員を含めた医療従事者全体の勤務環境改善の取組を支援してまいりたいと考えてございます。

[30番 村林 聡議員登壇]

○30番（村林 聡） 御答弁、ありがとうございます。

まず、委託事業という形でやっておって、周知、啓発、勤務環境改善の仕組みの導入や相談やアドバイス、そういったことが委託事業の内容であると。

また、県看護協会を通じた事業のことにも触れていただきましたが、それはナースセンター事業ということだろうと恐らく思うんですけれども、それも委託ということだと思います。

運営協議会を通じて、県としては関わっておるんだという御説明でありましたが、やはりどういう内容を委託して、どういう成果が出たのかというのは、やはり県が最終的に税金を投入しておるということを考えれば、責任を持つべきでありまして、委託内容と成果の検証というのはきちんとしていただきたいと思っておりますし、今後、ぜひよりよいものに結果の伴うものにしていただきたいと思っております。私も少しこれから注目していきたいと思っておりますので、今後よろしくお願ひします。

そして、離職率自体が低くなっているという御答弁があったわけなんですけれども、また一方で、三重県全体の人口10万人当たりの充足率というのは、全国で35位ぐらいということを毎回聞いておまして、そうすると、離職率は一方で低くなっているけれども、なかなか充足との差があるということだと、やはり何かよりよくできる部分があるのではないかとということも感じますので、今後、また聞かせていただきたいとも思います。

ですから、ナースセンター事業も含めて、委託の内容と成果の検証を今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一つ、要望なんですけれども、令和6年度に、何か国のほうらしいんですけれども、マイナンバー制度を活用した看護職の就労促進の取組が始まると聞いております。詳しいことは分からないんですけれども、これはこれまでずっと議論してきた、潜在看護師の確保につながる、相当画期的な事業である可能性もあるのではないかと感じますので、県としてその準備もよろしくお願ひいたします。

もう一つ要望なんですけれども、申し上げたいと思います。

仕事と人の関係、仕事と人の在り方について、申し上げて要望としたいと思います。

まず、人ありきの組織の仕方が日本型と言われています。最初に人数を決めて、そこへ仕事を割り振っていくという形です。この形は、仕事が増えているのに、人を増やさないということが起こりがちです。

次に、仕事ありきが英米型、職務職階制などと言われているもので、最初に1人分の仕事の範囲を決めて、それができる人を雇っていくというやり方です。

ただし、このやり方は日本には合わないわけですね。日本に合わないんですけれども、1人当たりの仕事量をやたらと増やさないという示唆があると考えます。人だけではなくて、仕事からも見る必要があるということです。

今後、地域医療構想を議論する際などにも、想定される仕事量に対して医療従事者の人数が本当に足りているのかということ、国にしっかり検討するように伝えていただきたいと要望します。

このまま、ぼんやり足りない足りないと言っているもやっぱりいけなくて、どれだけ足りないのかの物差しを得るためにも、こういう根本的なところからの議論をどうぞよろしく願いいたします。要望いたしまして、次の項目へ入りたいと思います。

次の項目は大きな3番、地産地消県民運動の推進についてと置かせていただきました。

農業協同組合でお話を伺ったところ、コロナ禍で農産物の在庫が余ってしまっているということでした。ぜひ、これまでの地産地消の取組をさらに進めて、決まった日には県産食材を食べるというような県民運動にまで盛り上げてほしいと。そして、食品を遠くまで運ぶというのは、それだけガソリンなどのエネルギー資源を使うわけですので、近くのものを食べる地産地消は環境に優しいという視点も加えるべきだとのことでした。

漁業協同組合連合会でお話を伺ったときにも、コロナ禍で水産物の在庫が

余ってしまっているということでしたので、この地産地消県民運動のお話をしましたところ、大賛成であるということでした。例えば、ノリの消費はお米の消費と連動しやすいということで、農産物と水産物が一緒にやれることはたくさんあるというお話でした。

そこで、お伺いします。

新型コロナウイルス感染症の影響による農水産物の滞留が続いている中、環境負荷の低減などへの社会的関心の高まりも踏まえ、地産地消をこれまで以上の県民運動にする必要があると考えますが、御所見はいかがでしょうか。御答弁をお願いいたします。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） それでは、地産地消の県の取組についてお答えします。

県では、県民の皆さんが地元の食材に触れ親しむことで、その背景にある農林漁業の営みに対する理解を深めるとともに、生産者と消費者の結びつきを強めて、食に対する安心感を構築していくため、平成12年度から地産地消運動に取り組んでいます。

これまでに、生産者や県内量販店と共に地産地消を促進する、みえ地物一番の日キャンペーンを展開してきており、現在、約1000事業所に協賛登録をいただいております。

また、県内量販店では、県産品を販売する地物一番コーナーが常設されるなど、県民の皆さんの地産地消運動への理解につながる、多くの取組が進められています。

一方、近年、環境や持続可能性に向けた意識の高まりにより、輸送に係る環境負荷の低減や、地域農林水産業の継続につながる地産地消の重要性が再認識されています。

このような中、県では新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県産農畜水産物の消費拡大を図るため、昨年度に引き続き、県内量販店や直売所と連携したキャンペーンを実施するとともに、新たに小売店や直売所が実施する

店頭での県産品の販売促進活動への支援を行っているところです。

今後は、地産地消のより一層の推進に向け、J Aや漁業協同組合連合会など関係団体と連携した取組を進めてまいります。

また、県内量販店や直売所との意見交換会を定期的に行い、食を通じて三重県で暮らすことの楽しさを感じていただく、みえ地物一番の日キャンペーンの充実を図ります。

さらに、SNSなど様々な媒体を活用し、環境への配慮、持続可能性といった社会的関心を捉えたメッセージと合わせるなど、県民の皆さんへの伝え方を工夫することで、地産地消がこれまで以上の県民運動となるよう、しっかりと取り組んでまいります。

〔30番 村林 聡議員登壇〕

○30番（村林 聡） 御答弁、ありがとうございました。

平成12年以来、しっかりと取り組んでいただいておりますということで、これまでの取組を御紹介いただきました。

確かに地物一番のキャンペーンやシールというのは、スーパーなんかに行ってもよく見かけるものであります。これまでの取組をもちろん生かしていただきたいと思います。せっかくここまで浸透したわけですから、その浸透をより生かしていただきたいと思います、ここまで皆さんが頑張っていたいただいて浸透した、これは財産でありますから、これを決して捨て去るべきではないと私も思っております。

それに加えて、今後、J Aや漁業協同組合連合会とも連携していただいただけという御答弁もありましたし、そうした環境負荷への社会的関心の高まりも踏まえて、SNSなども活用しながら伝え方に工夫して行って、より高い県民運動として盛り上げていただきたいと思いますという御答弁だったと思います。ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

私、こういうのあんまり得意ではないもんであれなんですけれども、分かりやすい恐らくキャッチフレーズとか、一言で通じるようなものなんかも多分要るのではないかと思います。そうしたものを、他部局と連携しながら、

例えば広報戦略も必要だと思いますので、戦略企画部なんかともしっかりタイアップし、様々なメディアを通じて、SNS以外の既存メディアも含めながら伝えていただくと必要があるのではないかと。

そして、環境負荷の低減ということでしたら、環境生活部の視点も恐らく大事になってくると思います。そちらの施策にも様々な事業や考え方があると思いますので、そうした他部局との連携、部局横断的取組ということも、今後、期待しながら、ぜひこれまでもやっていただけたけど、三重県民ならこの日は三重県産の食材を食べるんやということが常識に、当たり前になるようなところまで、ぜひとも進めていただきたいと思います。お願いいたします。

それでは、この項を閉じまして、次の大きな4番、漁場の有効活用と経営体の基盤強化についての項目に入りたいと思います。

小型の定置網の廃業が増えていますし、沿岸の刺し網漁についても、いわゆる年金漁師という方が多く、今後、担い手が減少することで、空き漁場が出てくることを見込まれています。

そうした空いた漁場の有効活用に向けて、地元の漁業者による協業体や企業体ができることも考えられます。それらが、新たな担い手の受皿となり得るかどうかは、社会保険が一つの鍵になるものと考えています。

社会保険や労働保険がしっかりしてさえいれば、大学卒業後の就職先として農林水産業も選ばれるのだということは、環境生活農林水産常任委員会の視察先などでこれまでも耳にしてきたところです。

そこで、お伺いします。

将来的な水産県三重の水揚げを確保していくためにも、漁場の有効活用や、新たな担い手の受皿となる経営体の基盤強化に向けてどう取り組んでいくのか、お考えをお聞かせください。御答弁をよろしく申し上げます。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） それでは、漁場の有効利用や経営体の基盤強化に向けた、県の取組についてお答えします。

県では、改正漁業法に基づき、漁業権を免許した漁業協同組合や漁業者が

ら毎年報告を受け、漁場の利用状況を把握することとしております。

また、漁業権の切替えのタイミングに合わせ、漁業協同組合などに対し、地元の意向や利用実態についての十分な聞き取り調査を行うことで、利用されない漁場が発生しないよう、さらなる漁場の有効活用を図っていきたくと考えています。

一方、経営体の基盤強化に向けては、零細な個人経営体の協業化、法人化が喫緊の課題であり、今年度は特にデジタルオンライン技術を活用した漁師育成機関、みえ漁師S e e d sの構築を進めています。

みえ漁師S e e d sでは、就業希望者向けの講座に加え、漁業の法人化に率先して取り組む若手、中堅漁業者向けに、中小企業診断士や税理士による社会保険の整備も含めた法人化に向けた手続や個人事業主と法人の税の違いなどの講座を開設することとしています。

今後は、若手・中堅漁業者による協業化・法人化を促進し、担い手の受皿となる経営体の基盤強化や規模拡大をより一層進めるとともに、これらの経営体が漁場を効率的かつ有効に活用することで、持続可能な水産業の実現につなげてまいります。

[30番 村林 聡議員登壇]

○30番（村林 聡） 御答弁いただきました。ありがとうございます。

改正漁業法の話をまずしていただきまして、改正漁業法でそうした空き漁場が出るということは非常に心配されるわけですので、そうしたものが出ないように、さらなる漁場の有効活用を図るということを、まずおっしゃっていただきました。ありがとうございます。

具体的な取組としては、みえ漁師S e e d sという講座ですね、動画でしたか、そういうものを考えていただいておって、インターネットで受講できる講座を開設することで、例えば、私が先ほど申し上げましたような、社会保険であるとか税の部分を、講習を受けることができるという御答弁だったと理解いたしました。ぜひとも、しっかりお願いしたいと思いますので、どうかお願いいたします。

法人化できない原因というのが、どこにあるのかということも一方でちゃんと分析していく必要があると思うんですけども、法人化できない原因としていろいろ聞こえてくるお話が、まず事務負担が重いというお話ですね。法人化することで、会計処理なんかをしてもらうための担当の方を、もう一人専門に雇わなければいけない必要があると。それが、経営として見合うのかというお話があると思います。

なので、これはこの問題だけの話ではないわけなんですけれども、行政手続の簡素化が非常に重要なんだろうと、この水産の話だけではなくて、様々な場面の、農林水産業ももちろんですけども、中小企業、小規模企業の振興みたいなどころから考えても、行政手続を簡素化することは恐らく物すごく大事なことなんでしょうと思います。

そのときに、もちろん国へも要望していただきたいと思いますし、総務部もできるところはしっかり考えていってほしいと思います。

また、昨今はデジタル化という話もありますので、そうするとデジタル社会推進局も、デジタル化することによって行政手続がどこまで簡素化できるのかというようなことも、ぜひ考えていただきたいと思います。

また、社会保険の制度上の問題があるのだとすればですけども、詳細に分析したわけではありませんが、やはり国民年金や国民健康保険だけではないということ自体がそもそも問題だと思うんです。また、社会保険に、今回、法人化して入るときにも、問題があるのだとしたら解決するように国へ要望していただきたいと思います、お願いいたします。

そして、今、中小企業、小規模企業の話もさせてもらいましたけれども、雇用経済部としても、当初から農林水産業の小規模事業者の経営上の課題をぜひこれから把握していってほしいと。把握してもらって、かゆいところに手の届く必要な事業を構築していただきたいと思います、要望いたします。

水産の項目ですので、この項目のところで、海底火山による軽石問題についても申し上げておきます。

11月19日の知事定例会見で、早速、軽石へ対応してくださっていると知り

ました。本当、ありがとうございます。どうかいざというときの対応を、よろしく願いたします。ありがとうございます。

そして、伊勢湾振興についても改めて要望いたします。

伊勢湾内は、外湾、外洋にとっても稚魚が育つ重要な海であります。ますます豊かな海になるよう、セントレアの件もあるようですから、関係者とよく話をした上で、伊勢湾振興にしっかり取り組んでいただきたいと要望いたします。

では、次の項目へ入ります。

大きな5番、そして、南部地域への人材定着についてという題名をつけました。

この項目では、大きく分けて三つの点を質問します。

まず一つ目は、南部地域活性化基金についてです。

これまで県は、複数市町の取組について基金で支援するとしてきましたが、これからは県も市や町と対等の一つの主体として、この基金事業を急所へ向けて行っていただきたいと考えております。

南部地域が残るのか残らないのか、南部地域に住み続けられるのか住めなくなるのか、そうした分岐点へ県も市や町と一緒に事業を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。これが一つ目です。

次に、二つ目は、定着のための仕組みづくりについてです。

地学に基づくまちづくり、既存集落の再整備の項目でも質問しましたとおり、せっかく仕事に就けたとしても、遠くへ住んでしまうということが起きています。

さきの項目では、特に住居、住環境に着目して質問しましたが、住めない理由は住居だけでなく、教育や医療の問題など様々です。そうした仕事に就いた後の生活上の課題を解決して、定着するための仕組みづくりを県と市や町で一緒に考えていただきたいのですが、いかがでしょうか。これが二つ目です。

最後の三つ目は、半農半Xなどについてです。

私はもう何年も前、たしか地方創生が始まる前から、この半農半Xについてこの議場で提案してきました。

一般に、農林水産業だけでは現金収入に乏しいことから、ほかの仕事と組み合わせることで、現金収入を補おうというものです。特に私は、公務員との組合せを独自に提案してきました。

半農半Xは島根県が先進地で、今は「複数」の「業」、仕事と書いて「複業」という取組も始めたと聞きます。

また、農林水産省の有識者検討会は、半農半X、マルチワーク（複業）への支援を提言したという報道も目にしました。たしか中間報告だったとは思いますが、そういう報道を目にいたしました。こうした動きへの御所見をいただきたいというのが、三つ目です。

では、お伺いいたします。

以上の3点について、御答弁をお願いいたします。

〔横田浩一地域連携部南部地域活性化局長登壇〕

○地域連携部南部地域活性化局長（横田浩一） 議員から3点の御質問をいただきました。

まず、1点目の南部地域活性化基金の活用につきまして、もっと県が市町と一緒に進めていくことについて、並びに、2点目の人材定着に向けて様々な課題の対応を市町と共に考えていくことについて、まず、この2点について続けてお答えさせていただきます。

南部地域の活性化を図るため、平成24年に南部地域活性化基金を設置いたしました。地域で働く場の確保ですとか、定住促進に向けて、市町と共に取組を進めているところでございます。

基金を活用した事業の選定に関し検討を行うため、関係市町、有識者、それから県によりまして、南部地域活性化推進協議会を設置しておりまして、この協議会において、事業主体となる市町から翌年度の事業計画が説明され、協議した後、承認を経て事業として決定されるという段取りでございます。

令和2年度からは、地域の定住をさらに促進していくため、家族が安心し

て暮らせるための事業への支援を事業目的に加えまして、例えば、生活交通の不便さへの対応など、生活に直結するサービスを向上させる取組も進めているところでございます。

基金事業の進め方につきまして、この協議会の有識者等から、県がよりイニシアチブを発揮するようにとの意見も頂戴しておりまして、翌年度の基金事業の構築に向けて、県も積極的に提言や調整を行いたいと考えているところでございます。例えば、本年5月でございますけれども、鳥羽市から紀宝町にかけて、太平洋岸自転車道がナショナルサイクルルートに指定されましたが、これをチャンスとして、この自転車道を地域振興に活用していくことができないか、令和4年度に向けて県から関係市町に事業を提案するなど、立案段階から市町と一緒に考えて、まさしく目下、令和4年度の取組として、最初は全市町エリアには至りませんが、事業化させようとしているところでございます。

次に、南部地域の人材の定着に向けましては、住居、教育、医療など、幅広い分野の課題に対応する必要があるところでございます。

これらの課題には、市町固有の状況に応じた視点が必要であり、また、広域的な連携により解決する必要があるものもございまして。

今後は、市町と共により効果的な事業を構築していくためには、地域でどういうことをしていけばいいのかという研修、また、将来を見据えたテーマに関する勉強会などを新たに開催したいと考えております。その中で、地域への人材定着についてもしっかりと検討し、県と市町がより連携を深めながら、南部地域への定住促進に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、御質問3点目の、人材定着のための複数の仕事を組み合わせる仕組みについてでございます。

議員が御紹介いただきましたように、農林水産業などにおきまして、繁忙期と閑散期の差が大きい業種におきましては、複数の仕事を組み合わせ、年間を通じた仕事を創出することによって、地域での担い手の確保ですとか、移住者の定住促進につながると期待されています。

昨年、令和2年6月でございますが、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律が施行されまして、これにより安定的な雇用環境や一定の給与水準を確保する制度がスタートしております。

具体的には、まず、一定地域内の農林水産事業者や製造業者、サービス業、介護事業者といった様々な事業者が組合員となって、特定地域づくり事業協同組合を設立し、その組合が地域内の若者ですとか移住者等を雇用します。

雇用された職員は、組合員である事業者の季節ごとのニーズに応じて、例えば、南伊勢町地域ですとか、紀勢・大台地域をイメージしていただきますと、春には米やお茶などの農作物、夏にはアユなど河川の漁場管理や河川施設等の監視、秋には米や果樹の収穫、冬には樹木の管理、また、通年で獣害防止ネットの設置・補修管理といった形で、通年を通じて様々な仕事に従事することができると考えております。

このように、地域内の事業者間で仕事を組み合わせ、若者等が希望する働き方とマッチングできれば、地域の若者が地域で働き、住み続けることや他地域から移住することへのハードルが下がるとともに、安定的な雇用環境の確保、それから、地域の人材不足の解消が期待できると考えております。

この制度につきましては、これまで市町に周知、啓発を行ってきたところでございますが、法の施行から1年余りのタイミングでございまして、折しも今月、改めて市町に対しまして制度活用意向調査を行ったところ、制度の内容とか手続につきまして理解が進んでいないですとか、地域における需要を踏まえ制度の活用を検討するといった意見が出ておりまして、検討中ですとか活用の意向がないといった答えがまだまだ多くなっております。こうした中で、制度の周知がまだ十分には行き届いていないことから、県内では活用に至っていないといった状況でございます。

今後、この制度を活用し、地域での安定的な雇用環境を確保することは、地域の若者や移住者の働き方の選択肢にもなると考えられることから、県といたしましては、市町職員対象の勉強会を開催したいと考えておりまして、これには、制度の詳細ですとか他県の優良事例などをよく知ってみえる国の

協力も得たいと考えております。また、農林水産事業者や商工関係事業者等にも制度について知っていただけるよう、関係部局と連携しながら、引き続き啓発に取り組み、地域への人材の定着を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔30番 村林 聡議員登壇〕

○30番（村林 聡） 御答弁、ありがとうございました。

ちょっと分からないところがあったので、再質問をさせてもらおうとは思いますが、まず、一つ目の御答弁として、平成24年度に基金を設置して以来、推進協議会を通じて様々進めてきたと。令和2年度からは、家族が安心して住める事業というようなことにも取り組んでいただいております。これは二つ目の生活の様々な課題を解決するということにもつながる、よいお話であったと思います。

南部地域活性化推進協議会からより積極的にという提言があったところであり、県から事業を提案しているものもあるという御答弁がありました。それも大変素晴らしいことだと思いますが、ちょっと分からなかったのは、私が質問しました、今後、県は市や町と共に主体となるのかという部分が、なるのかならないのかちょっと分かりませんでしたので、まず一つ教えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔横田浩一地域連携部南部地域活性化局長登壇〕

○地域連携部南部地域活性化局長（横田浩一） 補足で説明させていただきます。

基金事業にはいろいろ種類がございます、いわゆる市町に対して補助のような形でするものと、それから、県が直営で事業をさせていただくようなものがございます。

基金等の財源を使って県もいろいろ事業をさせていただいてまして、その中で市町と協議の上、県が主体となってさせていただくようなことがあれば、それも事業になってくると思いますし、例えば、直接ではないですけ

れども、地域おこし協力隊のような活動があります。そういったところにも県も今現在も力を入れているところがございますので、一定事業について関係する地域の市町と協議しながら、どういった事業がいいのかというのは進めていきたいと思います。

〔30番 村林 聡議員登壇〕

○30番（村林 聡） 御答弁、ありがとうございます。

県直営の事業もあるということで、主体となり得ると、今も積極的な提案をしておるわけやもんで、主体となり得ると理解しましたが、よろしいわけですね。

画期的な話だと思いますので、市や町のお話を聞くのは非常に大事なことなんですけれども、それに対して県もきちんと主体的に取り組んでいくということが確認できて、大変ありがたいと思います。

もう一回、再質問させてもらいたいんですけど、先ほどの複数の仕事を組み合わせる取組の中で、特定地域づくり事業協同組合を御答弁いただきました。すごい組合だなと思うんですけども、周知がまだまだ不十分で、県内ではまだ取組が始まっていないという話なんですけど、その周知が不十分というところで、事前の意見交換なんかでは、この組合を通じると人件費の半分について税金を充てることができるかと理解しておるんですけども、その点は間違いないでしょうか。

〔横田浩一地域連携部南部地域活性化局長登壇〕

○地域連携部南部地域活性化局長（横田浩一） それでは、その点について御説明を申し上げたいと思います。

まず、特定地域づくり事業協同組合を興すに当たりましては、一定の要件もございまして、例えば4事業者以上の事業者が事業組合を興して、一定の年間の仕事を設定するとかといった状況もございますけど、そういったのをクリアしながら、その職員の人件費を含めた事業協同組合の運営経費につきまして、2分の1を市町が支援した場合、その4分の3は国から交付金を受け取るといったような制度がございますので、こういった条件も満たしなが

ら、より制度の周知、それから、活用も進めていきたいと考えております。

〔30番 村林 聡議員登壇〕

○30番（村林 聡） 御答弁、ありがとうございました。

やはり人件費の半分が税金で出るということが本当にすごいと思いますので、ぜひ周知していただきたいと思います。

私が以前から、公務員との半農半Xということを提案しておるわけですが、そういう意味で根底で通じるものがあると思います。将来的には南部地域活性化局主導で、公務員との半農半Xを、県の地域機関や市とか町へ導入して行ってほしいと考えているんですけれども、それについては制度設計が非常に難しく、制度設計を研究する必要があります。ですから、総務部を中心にぜひとも研究して行っていただきたいと要望します。

もう一つ、要望です。

今、大変すばらしい、県も主体となっていくという答弁をいただいて、本当にありがたいと思います。南部地域活性化局に基金事業をする部局だという誤解があるように感じます。南部地域に関しては、戦略企画部的役割を担うべきものと期待していますので、次期ビジョンやプランではしっかりと位置づけるよう、お願いいたします。ありがとうございました。

では、大きな6番目の項目に入ります。

ニホンジカによる生活被害への対策についてです。

鹿による獣害は農林業への被害だけではなく、道路での交通事故、衝突事故などの生活被害も大きなものがあります。鹿の生息地域が人里へと拡大することで、ダニによる日本紅斑熱などの被害も起きています。

では、こうした生活被害の対策として、指定管理鳥獣捕獲等事業により、現在は鉄道沿いでの捕獲を実施していると聞いています。

そこで、お伺いします。

指定管理鳥獣捕獲等事業におけるニホンジカの捕獲について、県の取組をお聞かせください。また、捕獲箇所について、現在の鉄道沿線から交通事故の多い道路沿いへと拡大すべきと考えますが、御所見はいかがでしょうか、

お願いします。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） それでは、ニホンジカの捕獲に関する県の取組状況と、今後の取組についてお答えします。

ニホンジカによる被害は、農林業被害にとどまらず、列車や車との衝突にも及んでおり、県では、警察や鉄道会社、猟友会で構成する野生鳥獣による被害情報連絡会議を開催し、被害状況や対策などの情報共有を図っています。

鳥獣保護管理法では、国または県が個体数調整のために捕獲する指定管理鳥獣捕獲等事業で実施できることから、本県でもこの事業を活用して、ニホンジカの捕獲に取り組んでいます。

事業の実施に当たっては、交通量の多い幹線道路や鉄道沿線など公共性の高い地域や、ニホンジカの生息密度が高いと推定される地域から、優先順位をつけた上で事業を実施しています。

令和2年度からは、衝突件数が多いJR紀勢線の鉄道沿線において重点的にニホンジカの捕獲を実施しており、令和2年度の衝突件数は令和元年度と比較して2割程度減少していることから、捕獲の効果が一定表れています。令和3年度は、引き続き、衝突事故が多発している鉄道沿線において、令和2年度と同様の事業を実施しています。

鉄道沿線に加えて、幹線道路においてもニホンジカとの衝突事故が報告されていることから、被害情報連絡会議や関係市町の意見を聞きながら、今後の指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲箇所の拡大について、検討を進めてまいります。

〔30番 村林 聡議員登壇〕

○30番（村林 聡） 御答弁、ありがとうございます。

私の提案させていただきました道路への拡大も、今後、検討いただくということで、大変ありがとうございます。どうか交通事故や日本紅斑熱などの生活被害の軽減に向けて、これからも対策をよろしく願います。

ところで、話は少し変わるんですけども、私の地元、南伊勢町では、黒

い鹿がいるという話を度々聞きます。希少種や外来種かもしれないといううわさが飛び交っていきまして、UMA、ユーマみたいになっています。ぜひレッドデータブックの更新の機会に専門家に諮るなど、うわさに終止符を打つためにも、検討を要望します。どうかよろしくお願いします。

では、最後の7番目の項目に入ります。

知多半島に定着したエキノコックスの拡大防止に向けてです。

エキノコックスというのは寄生虫です。キツネや犬に寄生します。人にも感染し、一般的に症状が現れるのは感染後10年前後で、時には死に至ります。もともとは北海道の病気で、観光客にむやみにキタキツネに触らないように呼びかけられているのは、この寄生虫がいるためです。本州への拡大を阻止すべき危険な病気と昔から言われており、個人的に学生の頃から注目しておりました。

そのエキノコックスが残念なことに、愛知県の知多半島に定着したとの研究結果を、国立感染症研究所が発表しました。

そこで、お伺いします。

陸続き、地続きで隣に位置する三重県としても、未然防止が重要であると考えますが、どのような対策に取り組んでいるのかお聞かせください。お願いします。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一） エキノコックスの感染拡大防止に向けた対策についてを御答弁申し上げます。

議員から御指摘いただきましたとおり、愛知県の知多半島地域では、平成26年度に初めて犬のエキノコックス症が確認をされております。その後、愛知県においてモニタリング検査が行われ、平成29年度に2例目が確認されて以降、相次いで確認されておきまして、これまでに9例が確認されているところでございます。

本県では、愛知県において平成29年度以降、確認が続いたことを受けまして、令和2年度より国立感染症研究所と協働してモニタリング検査を実施し

ているところでございます。

検査につきましては、野犬を中心に県内の各保健所で保護・収容した犬のふん便について、顕微鏡による虫卵検査、要は虫の卵を目で見る検査でございますが、とPCR法による遺伝子検査を実施しておりまして、これまでに66頭の犬に対して検査を行い、幸い全ての犬で陰性を確認しているところでございます。

こうしたモニタリング検査につきましては、北海道と愛知県のほか、全国的には北海道に近い青森県、平成17年に1例のみ野犬で確認された埼玉県、本県の3県が実施をしております。

今後についてですが、引き続きモニタリング検査を実施してまいります、特に、愛知県に近い北勢地域におけるモニタリング検査の強化を検討していきたいと考えてございます。

〔30番 村林 聡議員登壇〕

○30番（村林 聡） 大変、素晴らしい御答弁だと思います。

注目される前の令和2年度から、既に三重県では野犬のふんを検査してきているということで、非常に先見の明があるというか、危機管理上、素晴らしいことだと思います。本当にありがとうございます。

できることであれば、愛知県の知多半島でエキノコックスを根絶してしまうということが、やはり望ましいことではあるんですけども、それもなかなか専門的にお話を伺うと難しい部分もあるようでして、それが難しいというのであれば、先ほど青森県とか北海道の近隣県のお話もされましたけれども、そうすると、愛知県の近隣県である岐阜県とか静岡県にも呼びかけて、検査をするところから始めてはどうでしょうかと御提案いたします。

危機管理ですから、ぜひともそうした観点から知事のリーダーシップにも期待しておりますので、どうかよろしく願いいたします。

ちょうど時間となりましたので、これで終了します。ありがとうございます。（拍手）

休 憩

○議長（青木謙順） 暫時休憩いたします。

午後0時31分休憩

午後1時30分開議

開 議

○副議長（稲垣昭義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

代 表 質 問

○副議長（稲垣昭義） 代表質問を継続いたします。36番 奥野英介議員。

〔36番 奥野英介議員登壇・拍手〕

○36番（奥野英介） 草莽、伊勢市選挙区選出の奥野でございます。よろしく
お願いします。

それでは、知事、今回はおめでとうございます。

これから、県民のため、県政、頑張ってくださいと思います。

今日の質問は、私としてはデジタルをやろうかなと思っていたんですけど、皆さんに笑われまして、そうしたら、長田代表が紙を出してきて、下水道どうですかと言われました。やっぱりデジタルと下水道はえらい違いやなと思ったんですけど、下水道の質問は、ほとんど今までなかったかと思います。そういう意味で、ちょっと下水道の流れをお話ししてから、公営企業会計に、下水道事業が令和2年から企業会計を取り入れたということで、ちょっと質問させていただきます。

下水道事業のこれまでと今後についてということで、まず質問させていただきます。

下水道は、公共下水道、流域下水道、都市下水路の区分にされており、流域下水道と公共用水域の水質環境基準の達成やそれらの流域における生活環境の改善を図るため、2以上の市町村の区域における下水道を排除し、かつ

終末処理場を有するものであります。

流域下水道の建設維持・管理等は、原則として都道府県が行うとあり、下水道の設置・改築などに対して、国の補助がなされていますが、その補助率は、流域下水道については3分の2、終末処理場は4分の3、三次処理場施設は4分の3となっております。

三重県の流域下水道の事業開始は昭和51年、北勢流域下水道に始まり、北勢沿岸流域下水道、北部処理区と南部処理区を持っております。中勢沿岸流域下水道は、雲出川左岸処理区、松阪処理区、志登茂川処理区の三つの処理区を持っています。宮川流域下水道は、宮川処理区の三つの流域と6処理区で、北部処理区は、昭和51年に事業着手が始まり、昭和63年1月に供用開始されており、現在は6処理区で運営されています。事業実施している市町は12市11町で一部供用開始しております。

令和2年までに、流域下水道事業の投資額は4017億4254万4992円となっているとのことです。普及率は、令和2年度末で57.8%と、全国の80.1%より下回っております。

そこでお伺いします。

投資総額で、国庫補助金、県費、起債も含めての内訳をお尋ねします。

次に、計画に対して、それぞれの流域の普及率とは何を指しているのか。計画区域に対しての普及なのか、処理面積なのか、計画人口なのかということ、まず質問したいと思います。

〔真弓明光県土整備部理事登壇〕

○県土整備部理事（真弓明光） それでは、下水道事業のこれまでの投資額と下水道普及率についてお答えさせていただきます。

下水道事業については、議員からも御紹介いただきましたように、県民の快適な生活環境の確保や公共用水域の水質保全を図ることを目的とし、市町と連携した施設の整備に取り組んでおるところでございます。

本県における流域下水道事業については、昭和51年に北勢沿岸流域下水道、北部処理区に事業着手して以降、中勢沿岸流域下水道、志登茂川処理区の供

用を開始した平成30年までに、県内3流域6処理区の全ての処理区で供用をしており、令和2年度には約8400万立方メートルの汚水処理を行っております。

これまでの投資額につきましては、事業着手から令和2年度までの45年間で4017億円となっており、その財源として、国からの補助金が2159億円、市町からの負担金が929億円、企業債が843億円、県費が86億円となっております。

また、令和2年度からは、地方公営企業法を適用しまして、公営企業会計への移行により、経営状況や資産についての情報を把握し、持続可能な経営を図り、効率的かつ安定的にサービスを提供しておるところでございます。

次に、下水道普及率についてでございますが、流域下水道における県と市町の役割については、県は終末処理場・ポンプ場・幹線管渠の根幹的な施設を、市町は各家庭からの汚水を集め、県が整備した幹線管渠へ接続する污水管を整備しております。

これらの整備の進捗を示す指標として下水道普及率がありますが、これは県全体の住民基本台帳の人口に占める下水道整備が完了し、利用が可能な地域の人口の割合として算出をしております。令和2年度末には、57.8%となっております。

この下水道の利用が可能な地域の人口のうち、実際に下水道を利用している人口の割合を水洗化率と呼んでおりますが、令和2年度末の各市町の平均は89.2%となっております。

污水管に接続していない各家庭に対しては、市町が接続を促す啓発活動を行っており、引き続き市町と連携を図りながら、下水道普及率の向上などに努めてまいります。

[36番 奥野英介議員登壇]

○36番（奥野英介） 下水道の工事はできたと、あと売上げというのか各家庭から流す污水が、その量によって市町からの収入があると思うんですよ。だから、その辺が非常に曖昧であるというような気がします。また、汚水処理

に対しての市町の計画された汚水処理に対しての負担なのか、その辺の市町の負担額はどんなものなのでしょうか。分かります。

〔真弓明光県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（真弓明光）** 市町の負担につきましては、それぞれ流入水量に応じて、入り単価の負担金の単価を決めておまして、それに基づいて各処理ごとに定めております。

また、各家庭の下水道使用料金につきましては、公共下水道の維持管理等に必要な費用を基に、市町において各家庭から徴収すべき金額を決定しております。

〔36番 奥野英介議員登壇〕

○**36番（奥野英介）** 普及率なんですけど、下水道の普及率は、下水道処理区内の人口を割ることの住民基本台帳ということになっているわけですよね。

だけど、三重県全体で、計画人口というんですか、流域下水道の計画人口というのは、どれぐらいのパーセンテージなのでしょうか。

〔真弓明光県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（真弓明光）** 下水道事業のほかにも、農業集落排水とか、コミュニティ・プラントとか、合併浄化槽といった整備手法がございますが、このうち下水道を持っておるのが、全ての流域下水道が完備したとして81.6%になります。

〔36番 奥野英介議員登壇〕

○**36番（奥野英介）** そうすると、下水道で81.6%を三重県内でやっていくという予定ということですよね。あと残りの区域外というのが、下水道が行かないところは、県土整備部の管轄じゃないかも分からないんですけど、環境生活部のほうなのか分かりませんが、あと合併浄化槽とか、そういうものに対しての対応もこれから必要かなと思います。

それに対して、どうしても下水道が来ているところは、それだけの投資をしています。だけど、合併浄化槽なんかの場合は、補助金とかそんなもので対応していかないと、県民に対して、住民サービスの差異が出てくるんじゃない

ないかと思しますので、これから下水道区域外の下水に対する対応は、県土整備部では答えにくいのか、それとも答えられる範囲で県土整備部でお答えいただきたいと思ひます。

〔真弓明光県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（真弓明光）** 県の環境施策として、市町の汚水処理整備を計画的に進めるために、生活排水処理アクションプログラムを策定しておりまして、整備手法や目標年度における整備水準を定めております。

これらの手法で整備した汚水処理施設で処理が可能な地域の人口の県全体の住民基本台帳の人口に占める割合を汚水処理人口普及率と呼んでおりまして、令和2年度末では87.6%となっております。

それと、近年は少子・高齢化や人口減少の傾向にございますが、このような状況下においても、将来にわたり下水道をはじめとした汚水処理整備を継続していく必要があります。

市町においては、例えば人口減少が見込まれる地域や整備に時間や費用を要する地域など採算性が低いと見込まれる地域については、下水道による整備を行わず、合併浄化槽による個別処理に変更するなど汚水処理の計画の見直しが進められております。

また、農業集落排水の処理場施設などは、経年劣化による更新費用が見込まれるため、施設を廃止し、管渠を流域下水道に接続するなどの共同化についても進めているところでございます。

県においても、流域下水道への統合を受け入れるなど、汚水処理整備の効率化についても、引き続き市町と連携して対応していきたいと考えております。

〔36番 奥野英介議員登壇〕

○**36番（奥野英介）** 伊勢市においても、初め計画されてきたところがあるんですけど、そういうところが、人口減少もあり、ちょっと計画変更というのでも聞いております。だから、人口減少で、下水道を持っていかないところに対しては、やはり農業集落とか漁業集落とか合併浄化槽で対応していくとい

うことは非常に必要なことだと思っておりますので、できる限り計画変更したところはほかの対応の仕方でもやっていただきたいと思いますので、これからもよろしくお願ひしたいと思います。

次、流域下水道事業の公営企業化についてお尋ねします。

令和2年度予算決算から、流域下水道事業は特別会計から企業会計を適用することになりました。

全部適用ではなく一部適用、すなわち、知事部局の県土整備部の中で公営企業会計で対応することとしております。

一部適用であるため、職員の身分取扱いの規定が適用されないため、公営企業職員ではなく一般の職員と同様に地方公務員法に規定されることから、流域下水道事業に従事する職員は知事部局に属することが必要であり、県土整備部に属しております。

先ほども申しました。三重県は、全国に比較して下水道普及率は低く、その向上が課題となっているため、一般行政としての業務である関連市町の公共下水道の整備に対する指導や調整を行うとともに、それに合わせた流域下水道を一体として進めていく組織体制が必要であることから、政策的判断を行う部署と実行部隊の部署で分ける業務に支障を来すおそれがあると考え、地方公営企業法の全部適用とせず、県土整備部で所掌することになっているのだと思っております。

県においては、下水道事業や工業用水事業などは、企業庁や病院事業庁、すなわち地方公営企業で運営されていますが、さらに流域下水道事業についても、地方公営企業で運営するほうが効率的に運営できるのではないかと考えられます。

流域下水道事業については、企業会計を取り入れましたが、目的は、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表を整備することで、資産・負債の実態等を正確に把握し、経営状況の見える化、透明化を図り、経営管理の質を向上させるとともに、民間企業の会計方式に近くなることで経営意識の向上につながることとなります。また、施設・整備の設置時期、投資額、老朽化状況等

を正確に把握することで最適な更新計画の策定ができ、経営の健全化に寄与することも考えられます。

流域下水道事業において、料金収入を中心として、設備の更新を含め事業運営を実施していく必要があり、公営企業会計を適用しただけでは片手落ちの状況にあるのではないかと考えます。

政策判断の意思決定を行う部局と、日々のオペレーション、操作・作用を行う部局を分けることで、日々のオペレーションをより効果的に行っていくのにつながるのではないかと考えられます。

例えば、企業庁は、電気事業に一定のめどがつき間もなく終了するとのことでありますから、水道事業や工業用水事業に加えて、下水道事業を担うことで水道企業に改編することもできるのではないかと考えます。市町では上下水道届のような形で、一つの部局が担当していることも多いのではないかと考えられます。

いずれにせよ、流域下水道事業についても、企業形態での運営メリット趣旨をさらに推し進めていく必要があり、県土整備部から独立した組織に担わせてはどうかと考えますが、そこで、この全体の質問について伺いたいと思います。

〔真弓明光県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（真弓明光）** 流域下水道事業における地方公営企業法の適用についてお答えさせていただきます。

流域下水道事業取り巻く経営環境は、人口減少による料金収入の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大により、厳しさを増しております。

このため、地方公営企業法を適用することで、持続可能な経営を図り、住民サービスを今後も安定的に提供していくこととしております。

地方公営企業法の適用に当たっては、法の全部を適用する全部適用と財務規程などの一部を適用する一部適用がございます。

本県におきましては、他県と比べて低くなっております下水道普及率の向上に向けて、一般行政としての業務である市町の公共下水道の整備に対する

指導や調整を行うとともに、公共下水道と流域下水道の整備を一体として進めていく組織体制が必要であると考えております。

このことから、地方公営企業法のうち、財務規程などの一部のみを適用し、職員の身分取扱い等については、一般の職員と同様に、地方公務員法の規定に基づくものとしたため、知事部局の県土整備部で事務を所掌することとしております。

地方公営企業法の全部適用に関しましては、管理者設置による意思決定の迅速化や専門性の高い職員の独自配置などが行える一方で、人事・服務等に係る事務量やコストの増大なども考えられます。

これらの観点を踏まえまして、現在取り組んでおります浄化センターの整備や下水道普及率の状況も見ながら、全部適用の適否について検討してまいります。

[36番 奥野英介議員登壇]

○36番（奥野英介） 一部適用、全部適用と分かりにくいというのが、一部適用って何なんや、全部適用とは何なんや、だからその辺が非常に曖昧であるかなと思います。

これは、地方自治法がそういうふうに認められておりますので、それに対してどうのこうの言うつもりはないんですけど、これからの経営を考えていくと、当然、公営企業会計でやっていくことは、私は望ましいと思います。

下水道料金というのは、本当は、今、住民からいただいている処理料というのは多分水道料金に比べると安いわけです。今、大体の市町で料金というのは、水道との1対1ぐらいいただいていると思うんですよ。だけど、やはり下水というのは、水道は消毒して、圧をかけて流せばいいんですけど、下水というのは勾配が非常に難しく、処理するのに、一次処理、二次処理、三次処理とやっていって、それから海へ流すということになりますので、やはりそこら辺の会計はしっかりしていって、どれだけ県が負担していて住民からどれだけいただいているんやというのは、会計をやっぱり透明化していくことは、非常に僕は必要じゃないかなと思います。

今、まだ終わりの段階に入っていないと思うんですよ、その下水道事業というのは。だけど、いずれか近い将来にはそういう形を取っていくことが、企業の明確さというのが出てくるのではないかなと思います。また、県の指導か国の指導か分からないんですけど、市町では、ほとんどが、今、公営企業会計でやっているんじゃないかなと思います。それを主導的な立場でやる県が一部適用とやっているということは、やはり片手落ちというふうな非常に悪いことばかり、分からないんですけど、やっぱり県が指導する立場であるなら、県も堂々と全部適用をしながら、企業会計を導入していくということが必要ではないかなと思いますけど、いかがでしょうか。

〔真弓明光県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（真弓明光）** 地方公営企業法の全部適用に当たりましては、本県より下水道普及率が進んでおる他県におきましても、全部適用をしている県が5県ほどございます。それらのメリットやデメリットも十分把握した上で、総合的に判断していく必要があると考えております。

このため、当面は、現在取り組んでおります浄化センターの整備や管渠の延伸を着実に進めることが必要と考えておりますが、これらの整備が一段落した段階で、全部適用の適否についても改めて検討してまいります。

〔36番 奥野英介議員登壇〕

○**36番（奥野英介）** 将来的には、そういう方向で行っていただいたほうがいいのではないかなと思います。環境に優しく、また県民サービスが差異のないように、限りなくサービスの平準化をお願いしたいと思います。

ちょっと時間が少ないんですけど、少しだけちょっと聞いておきます。知事に答弁いただくかも分かりませんので。

先日の総括質疑において、我が会派の館議員から民間活用の推進に向けた県庁の取組、姿勢、体制整備について質疑を行い、知事からも前向きな答弁があったかと思われまます。繰り返すことではありませんが、知事がよく言われるように日本は人口減少社会に入っており、こうした状況をどのような対処をしていくか非常に問われています。今回取り上げた下水道事業や水道事

業などは、県に限らず市町においても継続していかねばならない重要な事業の一つで、これは、やっぱり県民に対する福祉だと思うんです。

人口減少社会において、県職員も減少していくことは自然なことです、そういう状況においても県民生活に不可欠なサービスを維持していくことが必要であり、県職員だけでサービスを提供することは難しくなるかもしれません。そうした事業については、民間の力も活用しながらサービスを提供することも重要ではないでしょうか。

例えば、浜松市の下水道事業の事例や宮城県での上工下水道事業を一体化として官民連携で取り組んでいる事例があり、奈良県では、県と市町が一体となって水道事業を運営する仕組みを構築したりしています。

県もこうした先事例に学びつつ、例えば公設民営化も視野に入れ、民間の力も活用した形で、水道事業や下水道事業などを運営していくことは検討すべきではないかと思います。

もし、よければ、知事に御答弁願いたいんですけど、お願いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） これから日本の人口が減っていく中で、民間の力を使っていくというのは、これは当然のことだと思います。

公的分野も人口が減っていけば、当然そこで従事する人も少なくなっていくと思います。したがって、日本だけではなくて外国の民間の力も使っていくということは重要やと思っています。

私も、空港会社に勤務しておりましたときに、コンセッションという形で民間の資金と、それから経営力を使うという形で民間活力の導入をやってまいりました。

空港の場合は、実際収益が上がる場所がありますので、諸外国でも、民間活力、コンセッションというのはよく行われているところであります。

上水道、下水道の世界、これはフランスでも、早いタイミングで実は民間の活力を使うということはやってはきているんですけども、実は収益の部分がどこにあるのかというのがかなり難しいところでありまして、収益がな

かなか上げるといことは難しいとなるとコストをカットしていくということになります。コストカットをすると最後そのしわは、住民に寄っていくという可能性があるので、そこはしっかりと見極めていかなければいけません。したがって、分野、分野で、民間活力の導入になじむ部分となじまないとは言いませんけど、なじみにくい部分があるかと思っていますので、やっぱり住民の視点、県民の視点に立って、一番県民にとっていいところというのをしっかり見ながらやっていくべきだと思っていますが、民間の力を使うというのは、大きな大枠の中では、そのとおりだと考えておるところでございます。

〔36番 奥野英介議員登壇〕

○36番（奥野英介） ありがとうございます。

やはり、今すぐというわけにもいきません。やっぱり延々とエンドレスで日本は続くわけですから、やはり次世代につなげることが少しずつでも進めるように、我々の責任は重いと思います。そういう意味で、これからそういうのも視野に入れながら、行政を進めていただきたいなと思います。どうもありがとうございました。

それじゃ、続いて、財政運営についてお尋ねします。

先日の新聞にこうありました。日本を代表する観光都市、京都市の財政が危機的状況にあると。2028年は、財政再生団体に転落するおそれがあるという。市営地下鉄の収益が悪化し、手厚い市民サービス、全国的に高い人件費やコロナ禍における観光客の激減が追い打ちをかけ、夕張市以外に例がない財政再生団体転落を避けるため、行政サービスを縮小せざるを得なくなりました。財政再建の先送りは、将来世代にツケを回していることを意味しています。国の財政状況も非常に厳しく、2021年度末の国債発行残高は1000兆円になり、債務残高は、国内総生産、GDP比は主要国で唯一2倍を超え最悪の水準になり、将来世代で支払う税金が増えたり、受けられる行政サービスが減ったりすれば、世代間で受ける給付の負担の差、不公平さを増します。京都市のような事例は、他の自治体においても近い将来その可能性は潜んで

いるやもしれません。

そこで、日本の財政、財政赤字は地方自治体にとって大きな問題であり、財政について質問します。

日本の財政危機は長く続いています。今回のコロナ禍において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応するため、その危機的状況に拍車がかかっています。

国は、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すため昨年度約176兆円、2年分に及ぶ巨額の予算を編成しましたが、その財源の大部分を国債、いわゆる借金で賄っており、その額は100兆円を超えており、税収の約2倍に相当します。

今年度予算では、国債発行額を抑制しようとしているものの、依然として、財源の4割を国債が占めており、借金に頼った財政運営をしている状況に変わりはありません。借金が積み重なり、結果として国の長期債務は973兆円、地方の債務を含めると1166兆円。国の財政規模であるGDPの約2.2倍まで債務が膨らんでいます。こうした状況を憂いた財務省の現役である矢野事務次官が、月刊誌への寄稿で、日本の状況は氷山に向かって突進している、タイタニック号に例えて、このままでは国家財政破綻すると警鐘を鳴らしています。

こうした中で、県は国からの臨時交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症対策を実施してきており、足元では県の財政状況には影響が出ていないかもしれません。しかしながら、国の財政状況を鑑みると、国において財政健全化に向けた議論が進んでいく中で、県の財政にしわ寄せができる可能性があるのではないかと危惧しています。

これまでの行財政改革の取組により、経常収支適正度や県債残高の目標を達成するなど、県の財政状況は改善しつつあると述べていますが、確かに、建設地方債の残高は減少傾向を維持していますが、臨時財政対策債、赤字地方債ですね、を含めると県債残高総額が増加の一途をたどっています。臨時財政対策債については、地方交付税の代替措置であり、後年度に元利償還に

相当する額が地方交付税で全額措置されることとされていることから、県債残高の目標から臨時財政対策債を除外していると説明されますが、臨時財政対策債は地方の借金であることには変わりありません。国の借金なのか、地方の借金なのかという議論を超えて、国と地方が協力しながら持続可能な財政運営の確立に向けて取り組んでいることが必要であると考えます。

今年、今までは極めて厳しい、それがかつてになく厳しい、今年は機動的かつ弾力的な財政運営がしばらく状況と今年は書かれておりますが、こうした財政をめぐる状況をどのように捉え、今後どのように財政運営に取り組んでいくのかお伺いします。

〔高間伸夫総務部長登壇〕

○総務部長（高間伸夫） 2点御質問いただきました。

まず、臨時財政対策債の考え方、それから、あともう一つが、持続可能な財政運営にどのように取り組んでいくのかということでございますので、順次、お答えさせていただきます。

まず、臨時財政対策債の関係ですが、まず本県の県債残高につきましては、これまでの行財政改革取組の結果、建設地方債等は平成24年度をピークに減少に転じているものの、先ほど御指摘いただきました臨時財政対策債が年々増えておるといことなど要因から、全体としては、増加傾向が続いております。令和3年度末の見込みでは、1兆4600億円を超える見込みとなっておりまして、そのうち臨時財政対策債が7200億円ということでほぼ半分ぐらいが臨時財政対策債が占めているというような状況です。臨時財政対策債については、去年よりも増えているというような形になってございます。

御指摘ありましたように、臨時財政対策債は、地方財政の収支不足の補填措置といたしまして、本来、いわゆる地方交付税として現金で交付されるべきものの一部につきまして、交付税に振り替えて発行している地方債でございまして、県の借金には違いありませんが、将来のいわゆる元利償還金については、地方財政計画の公債費に計上されると同時に、その全額が交付税措置をされることになってございまして、ちなみに臨時財政対策債の償還が始

まりました平成14年度から令和2年度までに、交付税措置された額は累計で3061億円と見込んでおりまして、これは本県の元利償還金に見合ったものとなっております。ですので、今後もこのように、これに関しては措置されるものではないかなと考えてございます。

また、もし仮に、臨時財政対策債を発行しなかった場合には、当該年度のいわゆる財源が不足してしまうことになりまして、本来、県民が受けることができるサービスを提供できなくなるというおそれがありますので、今の財政状況であれば、発行せざるを得ないと考えてございます。

そのため、それがよしという考え方ではなくて、本県では、地方交付税の本来の役割であります財源保障機能と、それから財源調整機能については、適切に発揮されるよう地方交付税の総額を適切に確保されることによりまして、臨時財政対策債の縮減を図っていただくよう、毎年、国に要望しておるところでございますし、今後も、引き続きしっかりと要望していきたいと考えてございます。

続きまして、いわゆる今後の財政運営の関係でございますが、引き続き持続可能な財政運営の維持に向けては、経常的な支出の抑制とそれから多様な財源の確保に取り組んでいきたいと考えてございまして、一方で、県債発行の平準化にも努めながら、年度によって借金の返済額が増えたり減ったりするようではなくて、大体一定の額が毎年償還できるような形の発行を考えていきたいなと思っています。いずれにしても、行政サービスへの的確な対応と財政の健全化という両面のバランスをしっかりと実現できるように努力していきたいと考えてございます。

以上でございます。

〔36番 奥野英介議員登壇〕

○36番（奥野英介） 県債残高が平成23年は1兆2300億円、公債費が一番ピークだったのが平成29年の1210億円、そのとき、県債残高は1兆4000億円でございます。今、この令和3年の見込みの県債残高というのは1兆4800億円ですよね。公債費は1118億円ということでございます。

この臨時財政対策債は、先ほども部長が説明されたように、当然、平成11年までは、それぞれの自治体が交付税でいただいておった分を、平成12年から、これだけおまえのところ借金せえよ、借金しなきゃ、交付税やらんぞという厳しいことで借金しているわけなんですよね。だけど、今、部長が言われたように、これまで戻ってきた裏処置された地方交付税に入ってきたのが3061億円、だけど、今年の見込みで1118億円もまだあるわけですよね。実際に言っても、地方のお金なんです。それが、借金で元利償還されるということなんですけど、やはりこのところをやっぱり解消していかないと財政運営が厳しいと思うので、公債費でこれだけのお金を払っているわけですから、大変なことだと思います。

また、国も今大変、来年の予算で106兆円で、税収が57兆円で、それで公債費が43兆円なんです。もう本当に、非常に借金まみれになっているということです。やはり財政運営、これから本当に国を頼りにせないかんのやと思うけれども、やはり県は県でしっかり財政運営していかないと、大変なことになるのかなと思います。地方自治体が発行している赤字地方債の残高が2020年度末で53兆6000億円、国が穴埋めする仕組みとなっているので問題はないと言われますが、健全な財源の確保という課題への対処を先送りされているのは確かであると思います。制度の見直しを求める声広がっていると聞いております。この制度は、平成13年度から続く制度で、国も財政難で十分な交付税を確保することができず、近年は毎年度3兆円から7兆円の赤字国債を発行している上に、建設債を含むと地方債は140兆円で推移をしている。また、赤字地方債の返済に必要な資金を、全額国から支出されるというものの、自治体として借金を抱える形となるから、初めから交付税として受け取りたいという要望も強い。自治体が本当に必要としている経費は年度ごとに正当な形で確保するべきで、先ほど部長がおっしゃったように、赤字国債でツケを先送りしているのではないかと思います。先ほどもいろいろ国への要望をされていると思いますが、全国市長会や、また知事会、皆さんでやはり地方のいただく、これはもうルールですから、地方交付税を

いただくのは国のルールですから、やはり堂々と、自治体が国へ要望していくべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

〔高間伸夫総務部長登壇〕

○総務部長（高間伸夫） 臨時財政対策債についての国への要望の関係でお答えさせていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、臨時財政対策債は、実質的な地方交付税ではあるものの、地方の借金でございまして、持続可能な財政運営の維持に向けては、このイレギュラーなものとして縮減を図っていくべきだと考えてございまして、国に対しては、再三要望しておるところでございまして、今年度は、去る11月15日に、知事から、直接、総務大臣に対して、その旨要望させていただいたところでございます。

しかしながら、一方で、国の財政の状況を考えて、いわゆるその地方交付税財源に生じた財源不足額を解消するための方策として、国と地方が折半して資金確保するという折半ルールが、現時点では採用されておりまして、財源不足が生じた場合には、その資金確保のために、臨時財政対策債を発行せざるを得ないのが現状だと思っております。

そのために、実現は容易ではないかも分かりませんが、先ほども申し上げましたとおり、引き続き国に対しては、あらゆる機会を捉えて、いわゆる知事会とも連携しながら、粘り強く要望を行っていきたいと考えてございます。

以上です。

〔36番 奥野英介議員登壇〕

○36番（奥野英介） ありがとうございます。

今、非常に厳しい。せっかく知事に御就任されて、知事が差配できるお金というのは非常に少ないです。そういう意味で、前知事が広げてきた風呂敷を見直していただくということも必要ではないかなと思います。

事業のめり張りをつけるべく事業の見直しを集中的に行うべきと考えます。これまでの予算の使い道を見直す必要があり、特に役割を終えた、考えられ

る事業については、スクラップ・アンド・ビルドで進めていく必要があるのではないかなと思います。

次の項目の三重テラスに入るときに、ちょっと一言、知事に、もうコメントで結構ですのでいただけたらと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 県の予算は、そのほとんどがやはり県民の血税でございますので、これをどう使うかというのは、しっかりと考えて使い道を決めていく必要があろうと思っています。

今、県の予算の質については、精査をしっかりと事務的にもやっておりますし、私もチェックさせていただいておりますので、問題はないだろうとは思っておりますけれども、常にPDCAサイクルを回して、この事業はもうそろそろいいんじゃないかというものについては見直しをし、新しくこういうところに力を入れていかなきゃいけないんじゃないかというところについては、しっかりと予算をつけて考えていく。それが予算の県民のための使い道だと考えております。

〔36番 奥野英介議員登壇〕

○36番（奥野英介） ありがとうございます。

本当に丁寧な実のあるお答えいただきました。

前知事の悪口を言うわけでもないですけど、いけいけどんどもそこそこしておいたほうがいいのではないかな。やっぱりこれからは財政を見ながら、地に着いた県民サービスをやっていくことが大切じゃないかなと思いますけど、これからもよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、問題の三重テラスの運営について入ります。

三重テラスについてお尋ねします。

先日、総括質疑で三谷議員が質問されていますが、三谷議員とは、ちよくちよく、RDFなどで時々重なりますが、私なりにお聞きしたいと思います。

三重テラスは、平成25年初期投資額約1億5100万円に始まり、第1ステージでは、平成25年から平成29年までに初期投資額、人件費、職員を含みます

2億1600万円、運営管理費4億6000万円、事業活動費8100万円で、第1ステージで合計9億900万円が使われ、財源はほとんど県費です。

第2ステージは、平成30年から令和3年までに5億4100万円で、これまでの支出は約14億5100万円です。

アンテナショップの開設は以前からもその動きあったように記憶しておりますが、三重テラスについては、鈴木前知事の思いが強く、当時はその強引さを感じさせられました。様々な意見があった中でのスタートでしたが、式年遷宮、伊勢志摩サミット等のフォローの風が吹き、2階部分の利用、費用対効果などの批判的なことは少し影を潜めました。ある程度の役割を果たしたかに見えたとき、コロナ禍です。

第2ステージの目指す方向性がどこかにありました。三重テラスのブラッシュアップ、さらなる販路拡大、効果的な情報発信、ネットワークの強化と協創ということで、第2ステージが始まったわけなんですけど、三重県を発信し、民間企業を後ろから支えていくことは重要であると考えますが、式年遷宮、伊勢志摩サミットで相乗効果があったかと思われませんが、伊勢志摩サミットなどの大規模な開催を生かしつつ、アンテナショップを構えた県産品等のよさをアピールしていく必要性はある部分理解できますが、日本橋の一等地に常設することで、費用対効果として見合うものだろうかと考えます。コロナ禍において、大規模な人員を集客してのイベントが難しい中で、2階のイベントスペースを借り続ける必要があるのでしょうか。

行政が経営らしきことを区切りをつけずに続けることはいかがなものかと思われまます。

三谷議員は、立ち止まって在り方を考える時期が来ていると言われました。大いに賛成です。貴重な税金を使っていることを考えれば、早い機会に勇氣ある撤退も視野に入れ、早い機会に今後のアンテナショップの在り方を方向づける必要があるかと思いますが、いかがでしょうか。

〔島上聖司雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（島上聖司） 三重テラスについて御質問いただきました。

御案内のとおり、三重テラスにつきましては、県産品の販路拡大や観光誘客の推進を目指しまして、三重の食や歴史、文化など様々な三重の魅力を首都圏で効果的に情報発信してきました。

平成30年度の第2ステージに入ってから、コロナ禍前の令和元年度までは、来館者数や売上げなどが上昇基調にございました。

一方、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けまして、緊急事態宣言発令に伴う全館の休館やレストランの時短営業等によりまして、本年9月の来館者数が、コロナ禍前の令和元年同月比で約50%となるなど厳しい状況は続いていることは事実でございます。

こうした状況の中で、コロナ禍で高まった安全・安心への消費者ニーズ、これに対応するためECサイトの立ち上げやオンラインイベントによる情報発信など、適時適切にDXを活用した取組も進めておるところでございます。

今年度につきましては、御案内のとおり第2ステージの4年目ということでございます。現在、総括評価を進めておるところでございます。

具体的には、経済効果はどういうものかということをちょっと検討、検証しておるところでございます。ショップ・レストラン・イベントスペースの運営だとか、メディアの露出、販路拡大、観光案内等の取組実績などを基にしまして、平成30年度から今年度間の4年間における県内への経済効果を測定したところ、顕在化した経済効果は約21億円と算定されてございます。

先ほど御指摘ありましたけれども、この4年間で要する費用を大体約5億円といたしますと、費用対効果は約4倍と見込まれるという算定が出てございます。

あわせて、市町や県内事業者、首都圏の消費者などへのアンケートなども実施してございまして、これらの関係者の声を踏まえて、これまでの取組に関する成果だとか、課題だとかについて検証を進めておるところでございます。

今後、コロナ禍がある程度落ち着きまして消費が回復していくタイミングを狙いまして、これまで培ってきた機能を向上させて、実績をさらに伸ばし

ていくという観点で、この間も総括質疑で三谷議員からも御指摘ありましたけれども、当然見直すべきところは当然あるんだろうとっておるところでございます。

先ほど、奥野議員からの2階のスペースをどうするのかという、それについては、結論、何もまだ出ておりませんが、そういった視点というものは、やっぱり大事だと思っておりますので、今あるまをそのまま横にスライドさせてやりますということには決してならないんじゃないかと。そういう意味で、問題意識、一緒ですよという話をしましたので、結論が必ずしも一緒というわけではないと御理解いただければと思っております。しっかりと見直すべきところは見直して、より効果的な営業拠点、あるいは情報発信の拠点とその在り方について、検討をしっかりと行っていきたいと考えておりますし、なお、その結果につきましては、今年度中に議会にお示ししたいと考えてございます。

〔36番 奥野英介議員登壇〕

○36番（奥野英介） ありがとうございます。

先日の総括質疑の三谷議員との答弁で、部長のニュアンスを自分なりに分析してみると、どうも部長も立ち止まって考える必要があるんだよ、言葉には発しませんでしたが、そんな雰囲気にならなくは私には取れたんですけど、皆さん、口には出さないけど、立ち止まって考える必要があるのではないかなと思っております。

先ほど経済効果を言われましたけど、経済効果というのは、そうしたら税金で三重県にどれだけ戻ってきているんやとか、そんな分析ができないはずなんですよね。だから、やっぱり10年したら行政が運営、経営するのは、一定の役割を終えたように見れば、そこでやっぱり1回立ち止まって、デパートの一角を借りて三重県を発信するとか、その他の方法も私は考える必要があるのではないかと。ずっとやり続けていると、部長、また、また言われますと思います。だから、ここらが一つの勇気ある撤退、区切りではないかと思われませんが、もう一度答弁いただけますか。

〔島上聖司雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（島上聖司） ありがとうございます。

私も、一旦立ち止まって、今現在考えておるところだということは御理解いただければと思っておりますけれども、立ち止まるということは大事だと思っております、その中で、皆さん、たしか昨年度も戦略企画雇用経済常任委員会で御議論させていただいたと思いますし、それ以来、私も三重テラスについてどうしていくのかというのは、個人的にもいろいろ思うところありました。先ほどの繰り返しになりますけれども、現状をそのまま維持してやるということは、恐らくないんだろうと思っております。ただ、全く要らないだろうとも、一方で思っているわけではなくて、当然必要だとは思っております。個人的にはですね。ただ、そういった思いについて、しっかりと県民の皆様はどう説明をしていくのかというのは大事なところで、そのための一つの理解の仕方として経済効果だとかそういうところでお示ししながら、そして皆様方と議論しながらどうしていくのかということをしつかりと議論させていただければと思っておりますので、基本的には一旦立ち止まっておるということだけ御理解いただければと思います。

〔36番 奥野英介議員登壇〕

○36番（奥野英介） 非常に心ある御答弁、ありがとうございます。

やはり県政を考えるに、やっぱり何回も何回も立ち止まって考えていくことは必要だと思います。私も、これに関して、アンテナショップに対して反対しているわけじゃないんですよ。やはり一度立ち止まって考えていく、県民に多大なる迷惑をかけていないか、県民にとって物すごいプラスであるものなのかということは、立ち止まって考える必要があると思います。やめよとは言っていないので、よく考えて、これから進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それじゃ、最後の今後の国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会についてお尋ねします。

この国民体育大会、全国障害者スポーツ大会については、私よりも館議員

が非常に精通しておりますので、ほとんど館議員の協力を得て文章を作らせていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症による第5波が猛威を振るう事態に直面し、本年、両大会の開催が中止を余儀なくされることとなりました。競技会場の確保や人的・財政的な負担等の課題から、両大会の延期申請を断念せざるを得ない結論に至りました。

先日、県スポーツ協会が、国体の3巡目を待たずに早期開催に向けて関係団体を調整するように訴え、知事は、代替大会の開催など少しずつ前を向いてもらっている。引き続き全力で支え、次の国体をどうやるかしっかりと考えると述べています。

先日、予算決算常任委員会の総括質疑において、我が会派の館議員が、取組の検証と評価、また成果と課題について質問いたしました。今後の施策の推進に大きな意味をなす課題については触れられませんでした。

今年も、この後、冬の国体、スケートは栃木県、スキーは秋田県で開催され、来年は栃木県で開催されます。その後、鹿児島県で特別国体が、その後は大会名称を国民スポーツ大会と変わり、佐賀県での開催と続きます。

三重県は今回の国体の開催を見送ったことにより、現時点で2巡目の国体を開催できない県は三重県だけになるとは思いますが、どのように進めようとしているのでしょうか。

そして、これまでの準備段階で培ってきた貴重なノウハウがあると思います。このノウハウが忘れ去られないうちに準備に取りかかることは不可欠なことと考えますが、このままでは国内唯一2巡目の国体が実施できなかった自治体として、国体の開催を47年後の3巡目まで待つのか、それとも早い時期での開催を目指すのか伺います。

また、国体の在り方を考える必要があります。

令和元年の一般質問でもお尋ねしました。国体を同一都道府県内で全競技開催の原則にこだわらず、複数の都道府県、あるいは一定のブロック単位の都道府県で開催といった開催市の選定の在り方、またインターハイのような

方法。そして、少子・高齢化、人口減少の時代において、本県のみならず開催県や市町村にとっても負担になる国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の在り方についても見直ししていく必要があるのではないかと考えられますが、いかがでしょうか。

〔辻 日出夫地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長登壇〕

○地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長（辻 日出夫） 今回の開催経緯を踏まえた次期国体の開催時期やそれから今後の在り方について、御質問ありましたので答弁申し上げます。

三重とこわか国体・三重とこわか大会につきましては、県民力を結集した元気なみえの創造を基本目標に、これまでの先催県の例にとらわれることなく、簡素・効率化や創意工夫を凝らしながら、充実した両大会となるよう取り組んでまいりました。

また、コロナ禍で迎える初の国体・障害者スポーツ大会でもありましたので、安全・安心な開催に向けて、感染防止対策の徹底にも取り組んでまいりました。

これら取組によりまして、例えば簡素・効率化の面では、開・閉会式の参加人数の削減でありますとか式典時間の短縮、また競技備品の他県との共同購入など、これまでに例のない合理化の努力を行い、また新型コロナウイルスの感染防止対策の面でも、国体史上前例のない取組としまして、オンライン式典の企画検討と、これに伴い大会開催費用全体の削減にも努めてきたところです。

こうした三重県の試みは、競技会本位の大会を追求した一つの形として、今までにない新しい大会の在り方を示すことができたのではないかと考えています。

一方、協議会の開催準備におきまして、正式競技、特別競技合わせて38競技ございますけれども、これら競技ごとにそれぞれの競技施設基準がありまして、例えば天井の高さでありますとか、照明の明るさ何ルクスないといけませんとか、そういった規定が細部にわたっております。こうした数多くの規

定に対応できるような施設の確保でありますとか、必要に応じて、仮施設や設備を整備するなど、会場地市町にとりましては、競技数が多いほど負担感も大きかったのではないかと思います。

さらに、競技運営面におきましても、競技規則に定めのない、言わば選手の健康面やコンディション維持などへの配慮すべき事項、あるいは観客対応など、義務的なものでないからといって、単純に合理化することもできず、そのほか警備や輸送交通、医事衛生など、安全・安心に関わるものもあり、全般にわたって思い切った見直しを図ることが困難なところもありました。これらの課題は、今後両大会の在り方を考えていく上で、引き続き検討を要するものと受け止めています。

次期国体の開催時期についてですが、先ほど議員からも御紹介ありましたように、去る11月17日、三重県スポーツ協会から、本県に向けて三重県のスポーツ推進を図るための提言をいただきました。この提言書の中で、次期国体については3巡目の開催を待つのではなく、早期に開催できるよう県内関係団体と協議し、関係省庁及び日本スポーツ協会と調整を行われたいとの御意見をいただいているところです。

こうした県競技団体総意としての御意見を私たちはしっかりと受け止め、いわゆる47年後の3巡目ということではなく、できる限り早期の開催を目指していきたいと考えております。

また、次期国体の在り方については、先ほど、これもまた議員からも御紹介いただきましたように、様々な社会環境は変化いたします。少子・高齢化、人口減少などもございまして、スポーツを取り巻く環境の変化が予想されることとなりますが、これまで申し上げた諸課題に、今後そういった環境変化に伴う新たな課題も含めまして、その対応の在り方を考えていく必要があります。

県としましては、これまで試みてきた数々の取組が、新しい大会運営の在り方を示してきたのと同じように、これからの国体の在り方につきましても、今までにない取組にも果敢に挑み、その時代にふさわしい国体の在り方を追

い求めていきたいと思いをします。

また、私たちは、どのような時代であろうとも、人々に夢と希望、勇気をもたらすスポーツの持つ普遍的な価値を皆さんに御理解いただきたい。そして、その成果を実感していただくことが大切であると考えています。

時代の変化の中で、どのような国体・障害者スポーツ大会を開催することに人々の理解や共感が得られるかに心を砕きつつも、変わらないスポーツの持つ力を多くの人々に感じていただける、そのような大会を目指していきたいと思いをします。

[36番 奥野英介議員登壇]

○36番（奥野英介） 今回の国体の延期というか中止というのは、やっぱり災害だと思うんです。やはりこれから気候の変動やいろんな形で、いつどこで災害が起こるかも分からない。だから、そういうのを考えてみると、やはり国体の在り方、開催の仕方、また本当に一つの県でやっていくことが大事なのかということもやはり見直す必要、考えていく必要があるのではないかなと思いをします。

まだ、もう時間がありませんので、知事がしっかり考える、どのように考えるのか具体的な明示もしていかなきゃ、おっしゃいましたよね、たしか、しっかり考えるということ。それと、施策の推進に大きな意味をなす課題を示し対策に取り組むことも重要であり、その推進方向も定めていかなきゃならない。これからの国体というのは非常に知事の責任というか重いと思うんですけれども、大変なことだと思います。だけど、しっかりこれからこういう対応も含めて、いろんな形で大変だと思いますが、議会としても、議会全部で応援すると思いをします。そういう意味で県民のための県政を、重要なかじ取りをお願いしたいと思いをします。

以上で質問を終わります。（拍手）

○副議長（稲垣昭義） 以上で、各会派の代表による県政に対する質問を終了いたします。

議 案 審 議

○副議長（稲垣昭義） 日程第2、議案第163号から議案第172号までを一括して議題といたします。

提 案 説 明

○副議長（稲垣昭義） 提出者の説明を求めます。一見勝之知事。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） ただいま上程されました補正予算7件、条例案3件、合わせて10件の議案についてその概要を説明いたします。

議案第163号から第169号までの補正予算は、人事委員会勧告に基づく給与改定等に伴い、人件費についてそれぞれ補正を行うもので、各会計の補正額は、一般会計で1億9905万円、特別会計で1081万6000円、企業会計で3265万1000円をそれぞれ減額するものです。

まず、一般会計についてその概要を説明いたします。

歳入の主なものとして、国庫支出金について、義務教育費負担金で1億9781万9000円を減額しています。

歳出では、人事委員会の給与改定に関する勧告等に鑑み、人件費で15億6539万4000円を減額する一方で、人件費の減額補正に伴う県費減額分を財政調整基金に積み立てるため、積立金として13億7925万円を増額しています。

次に、特別会計及び企業会計について説明いたします。

特別会計では、子ども心身発達医療センター事業特別会計で1081万6000円を減額しています。

また、企業会計では、病院事業会計で1821万7000円、水道事業会計で724万6000円、工業用水道事業会計で509万9000円、電気事業会計で88万円、流域下水道事業会計で120万9000円をそれぞれ減額しています。

以上で補正予算の説明を終わり、引き続き条例案について説明いたします。

議案第170号は、特別職に属する国家公務員の期末手当の支出割合等に鑑み、特別職に属する職員の期末手当の支給割合の改正を行うものです。

議案第171号及び第172号は、人事委員会の議会及び知事に対する令和3年10月11日付の給与改定に関する勧告等に鑑み、所要の改正を行うものです。

以上をもちまして提案の説明を終わります。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○副議長（稲垣昭義） 以上で提出者の説明を終わります。

休 憩

○副議長（稲垣昭義） 議案聴取会開催のため、暫時休憩いたします。

午後2時42分休憩

午後3時45分開議

開 議

○議長（青木謙順） 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸 報 告

○議長（青木謙順） この際、報告いたします。

議提議案第6号が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、さきに提出されました議案第171号及び議案第172号について、地方公務員法第5条の規定により、人事委員会の意見を求めましたところ、お手元に配付の文書のとおり意見が提出されましたので、御覧おき願います。

以上で報告を終わります。

提 出 議 案 件 名

議提議案第6号 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

議提議案第6号

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例

右提出する。

令和3年11月26日

提出者 津 村 衛
石 田 成 生
村 林 聡
長 田 隆 尚
舟 橋 裕 幸
三 谷 哲 央
中 森 博 文

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例

第一条 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第九条（略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分	第九条（略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分

<p>の百六十七・五、十二月に支給する場合においては<u>百分の百五十七・五</u>を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>の百六十七・五、十二月に支給する場合においては<u>百分の百六十七・五</u>を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>
--	--

第二条 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第九条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては<u>百分の百六十二・五</u>、十二月に支給する場合においては<u>百分の百六十二・五</u>を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第九条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては<u>百分の百六十七・五</u>、十二月に支給する場合においては<u>百分の百五十七・五</u>を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

提案理由

一般職に属する職員の期末手当の支給割合の改正等を考慮し、三重県議会議員の期末手当の支給割合の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

人委第 134 号

令和 3 年 11 月 26 日

三重県議会議長 様

三重県人事委員会委員長

地方公務員法第 5 条第 2 項の規定による条例案に対する意見について

令和 3 年 11 月 26 日付け三議第 228 号で求められました下記の議案に対する本委員会の意見は別紙のとおりです。

記

議案第 171 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

議案第 172 号 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

別 紙

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案及び公立学校
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案に対する人事委
員会の意見

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案及び公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、人事委員会の議会及び知事に対する

令和3年10月11日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、一般職に属する職員及び公立学校職員の期末手当の支給割合の改正を行うものであり、適当と認めます。

質 疑

○議長（青木謙順） 日程第3、議案第127号から議案第172号までを一括議題とし、これに関する質疑を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。21番 山本里香議員。

〔21番 山本里香議員登壇・拍手〕

○21番（山本里香） 日本共産党の山本里香でございます。

議案第150号公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案に関する質疑を行います。

公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法が改正されたことから、公立学校の教員に1年単位の変形労働時間制を適用できるようにするものです。

全国的な課題であるこのことに対して、政府は、持続可能な学校教育の中で教育成果を維持し、向上させるために教師のこれまでの働き方を見直し、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることが急務、つまり教師が疲弊してはよい教育はできないとして、変形労働時間制を導入すれば、繁忙期の労働時間を延ばして、その分、閑散期の夏季休業中に休日をまとめ取りできるようにするとしています。

教育長に伺います。

この制度の導入で、本当に働き方改革、過重労働、長時間労働が解消されるのでしょうか、お伺いしたいと思います。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 御答弁申し上げます。

教育職員の1日の勤務時間は7時間45分となっているところですが、1年単位の変形労働時間制は、1年のうち業務量が多い時間を特定し、そのうち

時間外労働時間が見込まれる日はその時間を含めて勤務時間とし、この勤務時間を増やした分は、別途、夏季休業などの長期休業期間に勤務時間が割り振られない日として設定するため、本制度を活用することで、1年を通しての総労働時間は減少することになります。

また、長期休業期間に勤務時間が割り振られない日をあらかじめまとめて設定するため、計画的にリフレッシュできる時間の確保にもつながります。

長時間労働の縮減をはじめ、学校における働き方改革につきましては、会議や研修会などの精選やオンラインによる効率化、それから定時退校日の設定、我々教育委員会が行う調査の見直し、さらにはスクール・サポート・スタッフや部活動指導員の活用など、市町教育委員会と連携して様々な取組を進めています。

御紹介もありましたが、教育職員におけるこの1年単位の变形労働時間制は、令和元年に法律が改正され設けられたところであり、条例の整備により各教育委員会及び学校がそれぞれの状況に応じ、活用するかどうかを選択できるようにします。

今後も、それぞれの実情に応じた学校における働き方改革がより効果的に進められるように取り組んでいきたいと考えております。

〔21番 山本里香議員登壇〕

〇21番（山本里香） これまでも様々取組があつて、ここ近年、長時間労働が形としては減ってきているデータはいただいております。

でも、そもそも、先ほどから出ております学校において、繁忙期とか閑散期とかという言葉に大変な違和感を感じます。御商売ではないのですから。

それで、先ほどから变形労働時間制は、そもそも長時間労働の解消とは無縁なものだと思っています。なぜならば、国会で法改定を提案したときの当時の萩生田文部科学大臣は、变形労働時間制の導入自体が、教員の業務や勤務時間を縮減するものではないとその当時述べてみえます。解消ではなく、なかったことにする、見えなくするというのではないかと思っています。

そこで、三つ確認をしたいと思います。

夏季休業中が閑散期だという事実が存在するのでしょうか。かつて私も経験しておりますけれども、大分古い話ですので、どうかと思って、県立学校の現場の教員幾人かに聞きました。

夏季休暇を取るにも調整が難しい、年休だって取れないという声は今もなお続いています。変わっていません。夏季休業中といっても、連日のように業務があります。そのまま、今のまま変形労働時間制の休日を設定しても、実際には休めない、仮に業務が減って変形労働の休みが取れたとしても、本来、正当な権利の代休や年休を伴う、年休を使う機会がなくなるということも聞いています。

二つ目として確認したいのは、また、最低でもこの運営には、向こう30日間の日々の労働時間をその初日の1か月前に決めておかななくてはならない。学校という子ども、生徒の状況などで臨時的、突発的な対応が絶えず求められる現場では、先ほど計画的に休みが取れるメリットを言われましたけれども、大変非現実的だと思います。

そもそも、1994年の1年単位の変形労働時間制施行の際の通知では、恒常的な残業が存在しないことが大前提ですから、恒常的に今法外な残業がある公立学校等は導入の前提がないのではないかということです。

加えて三つ目です。制度の運用のために、全教職員から導入についての意向や個々の状況を聞き取らなければならない校長の役目です。

そして、制度を適用する対象者を決定し、全ての方ではないし、これも選ぶことになっていると先ほどの話が、導入はいつかということもあります。

ただ、導入していくとすれば、そういったことの中で個々のシフト表を決めて、また、その後、一月ごとに2か月先のシフト表を決めなくちゃならないとなっています。さらに、個人の勤務状況がシフト表に照らしてどうなのかをチェックする。これまでの業務にプラスして、管理職の方も大変な作業をしなければならないと思うんですね。

制度導入によって起きる、また管理職の業務の増大についても危惧しますが、教育長はどのように思われておりますでしょうか。

さらに、この制度導入は、労働基準法では、職場ごとの過半数の労働者の同意を必要としています。全ての学校での検討は当然、教育委員会が全ての教職員の意見を聞くことが大前提ですが、教育委員会も大変だと思いますが、現場ではどうなっているでしょう。お聞きしたいと思います。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 幾つか御質問いただきまして、御答弁申し上げます。

先ほども申し上げましたけれども、この制度そのものは、全ての学校、全ての教職員に、どっかの時点から一律に勤務時間をこういうふうにするというものではございません。

市町教育委員会、それから、それぞれの学校の実情に応じて、この条例が制定させていただければ、その実情に応じて学校の状況を見て、この制度を選択できるというものでございます。

それから、夏季休業期間の話ですけれども、勤務時間ですので、時間外労働時間とか年休の取得が全てじゃないということはもちろん認識した上でなんですけれども、その二つに見てみると、年間において、全ての教職員じゃないですけれども、概して年度初めとか年度末とか、そういったときにはどうしても時間外労働時間が多くなったり、年休が取りにくい状況がございます。一方で、夏季休業においては、研修等もございますけれども、時間外労働時間とか、そういったのは概して少ないという状況がございます。

それから、30日前に決める必要があるとか、それから校長の決めていく負担というか、そういった部分ですけれども、おっしゃるように、この制度は、業務の多い時間に7時間45分を超えて勤務時間を割り振って、その割り振った分を夏季休業等に勤務を要しない日として設定するというものですので、通常の勤務の方に比べて、校長など管理職が勤務時間、通常とは異なる勤務時間の管理が必要になるということでございます。

他方で、今の学校において、既に制度として早出、遅出出勤とか、それから、いろんな形の短時間勤務の方も見えますので、そうした面では、通常とは異なる勤務の管理を既にやっていたという面もございます。

それから、勤務時間の管理については、常に全ての市町、学校で、例えばタイムカードであるとか客観的な管理がなされているという現状もございます。ですので、一定の負担というか、あると思うんですけども、そう過度なものにはならないんじゃないかというのは認識はしております。

ただ、一方で、県教育委員会としても、これを導入しようとする学校、市町教育委員会に対して、例えばこの制度を活用する場合に確認すべき事項とか、勤務時間の割り振りを調整するための様式例を示すなど、校長の業務負担軽減のための対応については様々考えて、対策を講じていきたいなと思っております。

以上です。

〔21番 山本里香議員登壇〕

〇21番（山本里香） いろいろと今、御答弁いただきましたけれども、なかなかやっぱり複雑に学校現場はなっていくし、先生方の間で、実は超過勤務の数字に表れていない持ち帰りのお仕事などもたくさんある中で、このことが負担軽減になるかということ大変心配しますし、今確認させていただきましたけれども、導入するも導入しないも、そしてまた、どれだけのところで、全部の方じゃなくて、一部分とかそういうこともあるんだと思いますが、そういう中で、全面実施じゃないということはよく分かりますけれども、流れがつくられていくということは大変怖いことだと思っています。

萩生田大臣の言葉にはほかにもあるんです。各学校の意向も踏まえずに一律に条例で規制しても何の意味もないとか、校長とそれぞれの教師がしっかりと対話をしていただいて、個々の事情をしっかりと確認し、事情があるをちゃんと酌み取ることが求められると。本当に大変な今の現場の中で、そういうことがちゃんとできて、もし今後それがだんだん入ってくる中でできていくかということ、大変心配しています。

学校の皆さんは、教員に聞いても知らない、えっ、そんなことなのとか、無関心な方もいらっしゃる一方で、知っている方は大変心配してみえます。

小・中学校の管理職に聞いたアンケートなどでも、大変不安だという答え

も出ています。条例ができたからといって、それを運用して動かすことは無理だという現状が、実際はあるということをしっかり思っていたいただきたいなと思います。

一旦導入を決めた学校でも、これ、やめたりするということは自由にできることなのかな、そういうことになっていると思いますが、それもよろしいですか。うなずいていただけますか。ということで、現場できちんと決めていくということになるんだろうと思います。

厚生労働省の過労死白書によりますとね、過重労働防止に必要な取組の第1、教職員の中で、教員の増員が78.5%です。現場を、それこそ子どもたちに豊かな教育をするために教員の疲弊をなくすということで、やっぱりこのことが望まれると思いますし、過重労働をなくすという取組は教員の質を上げる取組であるということをお願いして、質疑を終わらせていただきます。確認させていただいたこと幾つかをもって審査に臨みたいと思います。ありがとうございます。（拍手）

○議長（青木謙順） 22番 稲森稔尚議員。

〔22番 稲森稔尚議員登壇・拍手〕

○22番（稲森稔尚） 伊賀市選挙区選出、草の根運動いがの稲森稔尚です。15分間よろしくお願いたします。

まず、議案第153号及び議案第160号に関して、県立ゆめドームうえのの民間売却とその後の地域住民の利用等の在り方について伺いたいと思います。

まず、今回の県立ゆめドームうえのの廃止とDMG森精機株式会社に売却するという内容ですが、それを伊賀市指定避難所として、またスポーツ施設として地域住民が利用できる公益目的を条件として売却することに至ったのか、県の公的関与の考え方に照らして、また、伊賀地域の声をどのように反映させてこのような形になったのか、県がめざすゆめドームうえのの今後の姿について、まず、説明していただきたいと思います。

〔山口武美地域連携部長登壇〕

○地域連携部長（山口武美） それでは、ゆめドームうえのの売却に至った経

緯、それと地域の声をどのように反映か等についてお答えさせていただきます。

まず、本県におきましては、従前より行財政改革の取組を進めてきている中で、機動的な財政運営の確保のために具体的方策を検討することとした三重県財政の健全化に向けた集中取組の中で、県有施設等の必要性とその管理の在り方の検討を踏まえた見直しとして、施設の必要性や民間委託等について検討を重ねてきたところでございます。

その中、ゆめドームうえのにつきましては、現状の指定管理制度で管理運営を続けた場合に多くの財政負担が必要となる一方で、私どもいろいろ調整する中で、伊賀市民などを中心としまして、利用者の継続利用を求める声もあったということを踏まえまして、県財政の負担を軽減しつつ、なお県民サービスを継続することができないかと、ある意味、二兎を追うようなことも含めて検討を進めてきたところでございます。

そのような中、昨年度に実施いたしました民間活力導入の可能性調査についていろいろ考える中で、民間でも施設サービス提供の可能性があるというようなことが分かったところでございます。

そのため、施設の残耐用年数が23年なんですけれども、スポーツ施設として県民の方が施設を利用できるようにすることなどを条件として、今般、売り払うこととしたものでございました。

それで、契約に当たりましては、先ほど議員からも話がありましたけれども、伊賀市から要望としていただきました第1競技場における屋内体育施設としての機能の維持、それと、災害等有事の際の伊賀市の指定避難所としての利用についても提供していただくということを明記する中で、今般契約を考えているところです。

また、住民自治協議会の代表者会議等におきましても、住民説明を実施した際には、運営主体は、必ずしも県とは問わないみたいな話もいただきましたけれども、そういう中であって、仮に民間等になっても施設を存続してほしいというような声もいただきましたので、それは私どもとしても反映した

いという思いの中で、今般、契約の条件としてしているところでございます。

それで、契約の中身等については、いろいろ今持っていますけれども、それが今後23年間確保できる形の中で規定していきたいと思います。

それと、もう1点ですけれども、公的関与の在り方はどうかとありましたけれども、この企業とは、従前より、よりよい地域づくりも含めて、パートナーシップの下にいろいろこれまでも産業振興であるとか地域活性化に取り組んできていただいていますので、引き続き、そのような視点の下に両者が協力し合う中で、その確保に取り組んでいきたいと思います。

[22番 稲森稔尚議員登壇]

○22番（稲森稔尚） 契約条件が23年という長期にわたって、住民にとっては守られるのかなという懸念もあるかと思えます。仮に公益目的の利用のための条件が守られなかった場合に、県としてどのような対応ができるのかということをお答えいただきたいと思えます。

そして、あわせて、住民が利用する際の利用料金はどのように設定される見通しなのかもお答えください。

[山口武美地域連携部長登壇]

○地域連携部長（山口武美） 2点御質問いただきました。

まず、1点目でございますけれども、仮に契約内容が担保されなかった場合、違反等あった場合ということですが、実は契約の中には、そのようなことのないよう明記をしております、そういうような前兆があった場合、実地調査であるとか報告書、資料の提出、それと、これも本当に最終段階だと思えますけれども、もし、仮にそういうことがあった場合は、違約金の支払い等についても規定を設けているところでございます。

それと、2点目の住民の利用しやすい料金とありますけれども、これにつきましては、具体の額の多寡については、これから詰めるところでございますけれども、その辺り、県民の方々が利用しやすいような料金設定ということで、その辺り、相手様ともお話をさせていただきたいと思えます。

[22番 稲森稔尚議員登壇]

○22番（稲森稔尚） 本場に伊賀地域から目に見えるような形で県というものが消えてしまうということ、本場に残念に思っています。

売って終わりということではなく、県はDMG森精機株式会社と産業振興や地域活性化に関する包括的連携協定というの、2018年に結んでいるところです。これからもしっかり関わりを持って取り組んでいていただきたいと思います。

そして、利用料金ですけれども、より安くなるように、駄目元でもいいのでしっかり働きかけていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議案第127号、一般会計補正予算13号のうちの特定不妊治療費補助金について伺います。

まず、特定不妊治療費補助金の内容について簡単に説明していただき、特に妊娠をしたものの流産や死産を2回以上繰り返すとされる不育症の方への医療費助成の実績についてお答えいただきたいと思います。

〔中山恵里子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中山恵里子） 特定不妊治療費のうちの不育症治療費についてと治療費の助成についてということでございます。

先ほど議員のほうからも御紹介いただきましたように、不育症というのは、単一の診断名ではなくて、妊娠はするものの2回以上流産・死産、もしくは生後1週間以内に死亡するというようなことで、子どもが得られない場合を不育症として定義をしております。

こうした際の治療費といたしまして、県単で、各市町に対しまして、その2分の1を助成させていただくというような制度でございます。

それで、こここのところの実績についてということでございますけれども、こちらについては、特定不妊治療費助成事業の実績数が、今年度9月までの半年で2459件であります。一方で、不育症治療費助成につきましては、同じくこの半年間で15件となっております。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） この内訳の中で、不育症の方への助成が大変少ないということが分かったんですけれども、厚生労働省は、今年の5月31日に、流産や死産を経験した女性等への心理社会的支援等についてという通知を都道府県や市町村に発出しています。

その内容は、流産、死産を経験した女性も母子保健上の支援対象であることを明確にし、流産や死産を経験した悲しみや喪失感やつらさに対して、グリーフケアと言われる適切な支援を受けられるように、当事者らが活用できる事業を紹介しているほか、具体的には、流産や死産の後に子どもの出生を前提とした母子保健サービスの連絡が届いてしまって、一層の精神的な負荷をかけることを防ぐために、自治体間の関係部署でしっかり情報共有していくことなどを求めているところです。

治療費の助成に対する申請が少ないという背景には、やはりこの不育症に対する相談や支援の体制や、妊娠したら必ず出産するんだというような理解だけで、亡くなるということも十分あるんだということが理解されていないのではないかなと思います。

県として、この不育症の方々の相談や支援のために、この通知の内容をどういうふうに生かして取り組んでいくかということをお聞かせいただきたいと思います。

〔中山恵里子子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中山恵里子） 流産や死産を経験された方へのグリーフケアということかと思います。

県では、不育症につきましては、また様々、グリーフケアという意味では、三重県不妊専門相談センターにおきまして、電話や面接で相談を行っているところでございますが、御紹介いただきました、本年5月の国からの通知を受けまして、まず、県から市町に対して通知内容の徹底を依頼するとともに、そうした方へのケアの充実につきましては、保健所単位で母子保健担当者との意見交換を行うなど、市町において適切な支援が行われるように働きかけを行っているところでございます。

今後に向けた課題ということになりますけれども、市町における相談支援の体制の整備は非常に重要かと思っております、そういったことが一層図られますように、県としても、今後、市町支援の参考とさせていただくために、改めて各市町におけるグリーフケアの取組について実態調査を行いたいと考えております。

その上で、身近な地域での相談体制の充実に向けまして、市町の母子保健担当者を対象に研修を行いましたり、あわせて、県の不妊ピアサポーターの活用についても検討を行ってまいりたいと考えております。

さらに、おっしゃっていただきましたように、流産などでつらい思いをされた方が、周囲の無理解な言葉ですとか対応でさらに傷つくようなことがないように、不育症をテーマとした講演会を今年度開催するなど、県民の皆さんへの理解促進に取り組んでまいります。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） ありがとうございます。

今日、当初予算編成に向けての基本的な考え方が配られていたんですけれども、子ども・福祉部を見ますと、不妊についての記載はあるんですけれども、不育症についての記載がなくて、ちょっと残念に思っていたんですけれども、関わり方がまず違うと思いますし、個別性の高い問題でもありますので、来年度も、今後もしっかり取り組んでいっていただくことをお願いして、議案質疑を終わりたいと思います。どうぞよろしくお願いします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（青木謙順） 以上で、議案第127号から議案第172号までにに関する質疑を終了いたします。

議 案 付 託

○議長（青木謙順） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第127号から議案第172号までは、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木謙順） 御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案付託表

総務地域連携デジタル社会推進常任委員会

議案番号	件名
143	現業職員に係る規定の整理に伴う関係条例の整備に関する条例案
149	三重県都市公園条例の一部を改正する条例案
153	三重県立ゆめドームうえの条例を廃止する条例案
159	財産の処分について
160	財産の処分について

環境生活農林水産常任委員会

議案番号	件名
161	みえ県民交流センターの指定管理者の指定について
162	出資について

医療保健子ども福祉病院常任委員会

議案番号	件名
147	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例の一部を改正する条例案
151	三重県病院事業条例の一部を改正する条例案
158	財産の処分について

防災県土整備企業常任委員会

議案番号	件名
148	都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例案
155	工事請負契約について（一般国道368号（大内拡幅）道路改良（大内橋上部工）工事）
156	工事請負契約について（一般県道一志出家線（中川原橋）道路改良（橋梁上部工）工事）
157	工事請負契約の変更について（一般県道香良洲公園島貫線（香良洲橋）橋梁耐震対策（橋梁上部工）工事）

教育警察常任委員会

議案番号	件名
150	公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
152	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例案

予算決算常任委員会

議案番号	件名
127	令和3年度三重県一般会計補正予算（第13号）
128	令和3年度三重県県債管理特別会計補正予算（第1号）
129	令和3年度三重県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
130	令和3年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
131	令和3年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第1号）

1 3 2	令和3年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）
1 3 3	令和3年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）
1 3 4	令和3年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
1 3 5	令和3年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
1 3 6	令和3年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）
1 3 7	令和3年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
1 3 8	令和3年度三重県水道事業会計補正予算（第1号）
1 3 9	令和3年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第1号）
1 4 0	令和3年度三重県電気事業会計補正予算（第1号）
1 4 1	令和3年度三重県病院事業会計補正予算（第1号）
1 4 2	令和3年度三重県流域下水道事業会計補正予算（第1号）
1 4 4	三重県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会運営基金条例の一部を改正する条例案
1 4 5	三重県手数料条例の一部を改正する条例案
1 4 6	三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案
1 5 4	当せん金付証券の発売について
1 6 3	令和3年度三重県一般会計補正予算（第14号）
1 6 4	令和3年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第2号）
1 6 5	令和3年度三重県水道事業会計補正予算（第2号）

166	令和3年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第2号）
167	令和3年度三重県電気事業会計補正予算（第2号）
168	令和3年度三重県病院事業会計補正予算（第2号）
169	令和3年度三重県流域下水道事業会計補正予算（第2号）
170	知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案
171	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
172	公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

先議議案の審査期限

○議長（青木謙順） この際、お諮りいたします。

議案第163号から議案第172号までは先議いたしたいので、会議規則第36条第1項の規定により、4時間以内に審査を終えるよう期限をつけることといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木謙順） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

会議時間の延長

○議長（青木謙順） この際、会議時間の延長についてお諮りいたします。

本日の会議時間は議事の都合により午後9時まで延長いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木謙順） 御異議なしと認め、本日の会議時間は午後9時まで延長することに決定いたしました。

休 憩

○議長（青木謙順） 予算決算常任委員会の開催のために、暫時休憩いたします。

午後 4 時 15 分休憩

午後 6 時 5 分開議

開 議

○議長（青木謙順） 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸 報 告

○議長（青木謙順） この際、報告いたします。

付託議案の審査報告書が予算決算常任委員長から提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
1 6 3	令和 3 年度三重県一般会計補正予算（第 1 4 号）
1 6 4	令和 3 年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第 2 号）
1 6 5	令和 3 年度三重県水道事業会計補正予算（第 2 号）
1 6 6	令和 3 年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）
1 6 7	令和 3 年度三重県電気事業会計補正予算（第 2 号）
1 6 8	令和 3 年度三重県病院事業会計補正予算（第 2 号）

169	令和3年度三重県流域下水道事業会計補正予算（第2号）
170	知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案
171	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
172	公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和3年11月26日

三重県議会議長 青木 謙順 様

予算決算常任委員長 石田 成生

委 員 長 報 告

○議長（青木謙順） 日程第4、議案第163号から議案第172号までを一括して議題といたします。

本件に関し、予算決算常任委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。石田成生予算決算常任委員長。

〔石田成生予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（石田成生） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案のうち、付託後4時間以内に審査を終えるよう期限を付されました議案第163号令和3年度三重県一般会計補正予算（第14号）ほか9件につきましては、本日、該当の分科会で詳細な審査を行った後、本委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、議案第170号につきましては全会一致をもって原案を可決、議案第163号から議案第169号まで、議案第171号及び議案第172号の9件につきましては、いずれも賛成多数をもって原案を可決すべきものと決

定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（青木謙順） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑の通告は受けておりません。

討 論

○議長（青木謙順） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

21番 山本里香議員。

〔21番 山本里香議員登壇〕

○21番（山本里香） 日本共産党の山本里香です。

議案第171号、議案第172号の条例改正案と、それに関わる議案第163号から議案第169号の補正予算案に反対の立場で討論いたします。

職員、教職員の期末手当、ボーナス引下げを求めた人事委員会勧告をこの12月分から反映させるものです。

一時金の年間支給月数が民間企業を0.13月上回るとして、これまで4.45月のうち0.1月を期末手当から削減し、4.3月となるものです。再任用職員も同じく0.1月分の削減です。会計年度任用職員には来年度に反映されます。実施されれば、平均で年額数万円の賃下げとなります。

県職員の皆さんは、新型コロナウイルス感染症対応で大いに奮闘されており、マイナス勧告は職員の誇りを踏みにじり、労苦に報いない仕打ちです。

総額約16億円の人件費削減になりますが、地域でその16億円をくまなく使って食事をし、買物をし、買手よし、売手よし、地域よしで三方よしにしませんか。

人事委員会委員長は、職員におかれては、これまでに経験のないような厳しい環境の中、県民の安全・安心の確保を第一に、日々職務に尽力されていることに心からの敬意を表しますとおっしゃったそうです。けれど、期末手当削減を勧告された。敬意は全く感じられません。

また、知事は、コロナ禍での県内民間事業所の厳しい状況が反映されたボーナス引下げの勧告を実施すべきであることから、12月のボーナスから引き下げることにしたとおっしゃったそうです。

昨年来、新型コロナウイルス感染症関連業務が一層厳しさを増す中で、感染の不安と闘いながら、県民の命や暮らし、権利を守るために現場第一線で奮戦している職員の労苦に報いること、コロナ禍の長期化で深刻化する日本経済の回復、地域経済の回復、政府ですら表明した賃上げを通じた経済の底上げの実現、報告書にもある公務員の志望者減少の改善などを考えても、政策判断に基づく賃金改善が求められます。

新自由主義の誤りがコロナ禍で明確になり、公務公共の拡充、公務サービスの充実は、全ての住民の願いです。

公務員の賃下げは、公務員の生活を破壊するだけでなく、民間の賃下げと相まって、全体を引き下げる一因となってきたことは歴史の示すところです。むしろ増額して、民間の追随を促すぐらいでなければ、公務員も下げたんだから、民間もこれでいい、下げてもいいという負のスパイラルが続きます。

また、賃金が下がるのは、新型コロナウイルス感染症もありますが、政治が大きく関与しています。政策を決定しているのは知事はじめ議員であり減額は致し方なしと同時に、上程されております知事並びに特別職、議員における減額については賛成することを申し添えます。

以上申し上げ、9議案の反対討論といたします。

○議長（青木謙順） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（青木謙順） これより採決に入ります。

採決は2回に分け、起立により行います。

まず、議案第170号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案を委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（青木謙順） 起立全員であります。よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第163号から議案第169号まで、議案第171号及び議案第172号の9件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本案をいずれも委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（青木謙順） 起立多数であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

お諮りいたします。ただいまの議案第163号から議案第169号までの可決に伴い、計数を整理する必要が生じたので、会議規則第35条の規定により、議案第163号から議案第169号までに係る計数の整理を議長に委任されたいと存じますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（青木謙順） 御異議なしと認めます。よって、計数の整理は議長に委任することに決定いたしました。

議 提 議 案 審 議

○議長（青木謙順） この際、申し上げます。

議提議案第6号三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案について、会議規則第18条第1項の規定により、日程に追加し、直ちに議題といたします。

提 案 説 明

○議長（青木謙順） 提出者の説明を求めます。25番 津村 衛議員。

[25番 津村 衛議員登壇・拍手]

○25番（津村 衛） ただいま議題となりました議提議案につきまして、提出者を代表いたしまして、提案説明を申し上げます。

議提議案第6号三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案は、一般職に属する職員の期末手当の支給割合の改正等を考慮し、所要の改正を行うものであります。

なお、施行期日は公布の日とし、令和4年度分以降の部分につきましては、令和4年4月1日からとしております。

以上をもちまして、提案説明を終わります。

よろしく御審議いただき、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

（拍手）

○議長（青木謙順） 以上で提出者の説明を終わります。

お諮りいたします。本件は、議事進行上、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木謙順） 御異議なしと認め、本件は質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

○議長（青木謙順） これより採決に入ります。

議提議案第6号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木謙順） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（青木謙順） お諮りいたします。明27日から12月1日までは休会とい

たしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木謙順） 御異議なしと認め、明27日から12月1日までは休会とすることに決定いたしました。

12月2日は定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○議長（青木謙順） 本日はこれをもって散会いたします。

午後6時16分散会